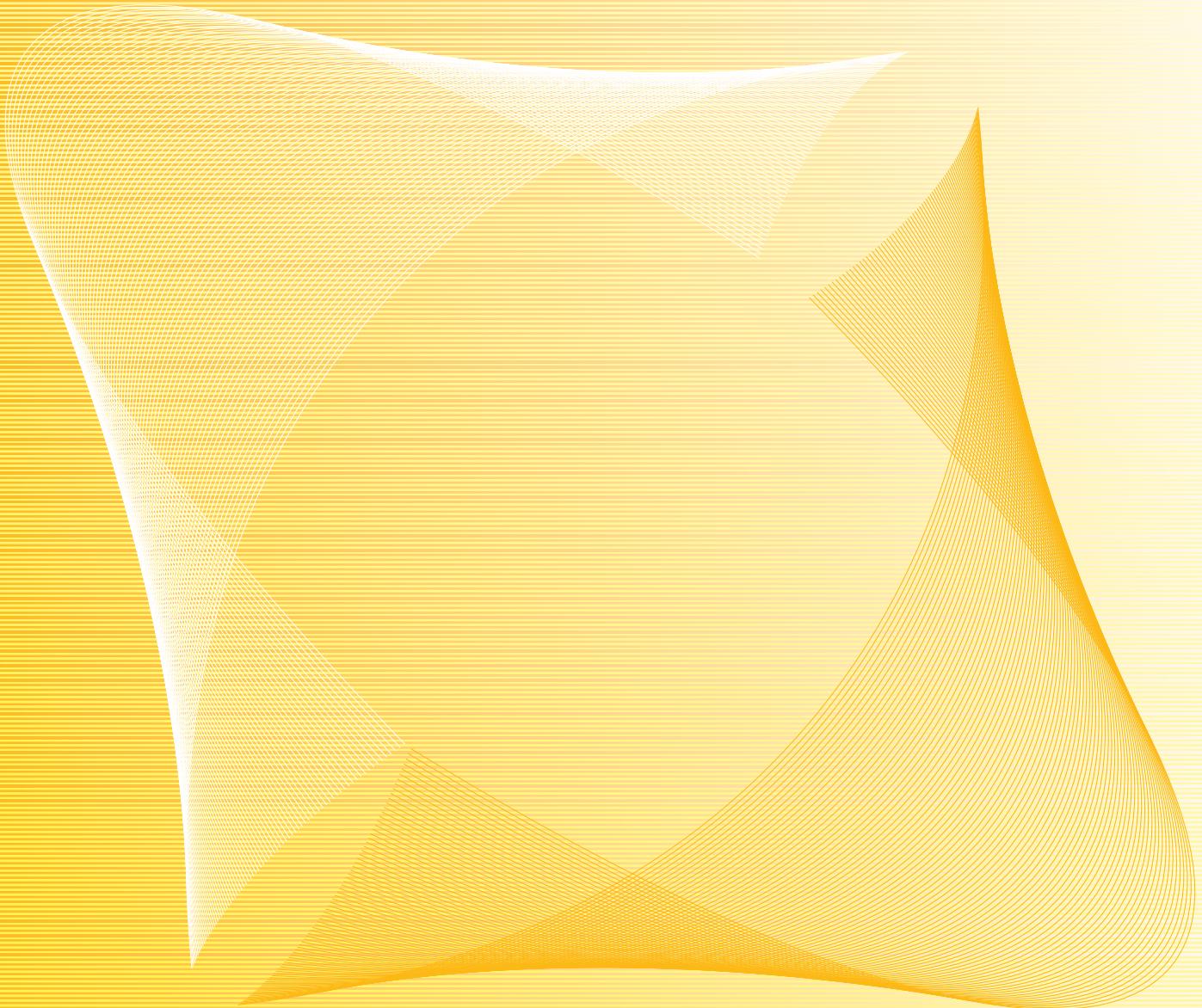




明治安田損害保険株式会社

明治安田損害保険の現状2019
(2019年度版／2018年度決算)



はじめに

日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は、これまで培ってまいりました経験、知識を活かしつつ、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心にクオリティの高い総合保障サービスをご提供することで、お客様のご期待にお応えできるよう努めています。

2017年4月から、第5次中期経営計画(3ヵ年)をスタートさせ、安定的な利益水準の確保とともに、当社が経営理念等に掲げる「お客様を大切にする会社」の実現に向け、お客様サービスのいっそうの拡充に向けた取組みやERM(Enterprise Risk Management)態勢の高度化などに取り組みました。

第5次中期経営計画の最終年度にあたる2019年度においても、引き続き、お客様志向の業務運営を徹底し、お客様から信認される損害保険会社をめざし、お客様のニーズの変化に的確にお応えできる商品・サービスのご提供、業務・サービスの品質向上、各種システムの開発および、次期中期経営計画に向けて人事制度の見直しならびに人財育成の強化にも取り組んでいきます。

このような当社の事業活動について、みなさまにご理解をより深めていただくために「明治安田損害保険の現状2019」を作成しました。

本誌が、みなさまに当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも、なおいっそうのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

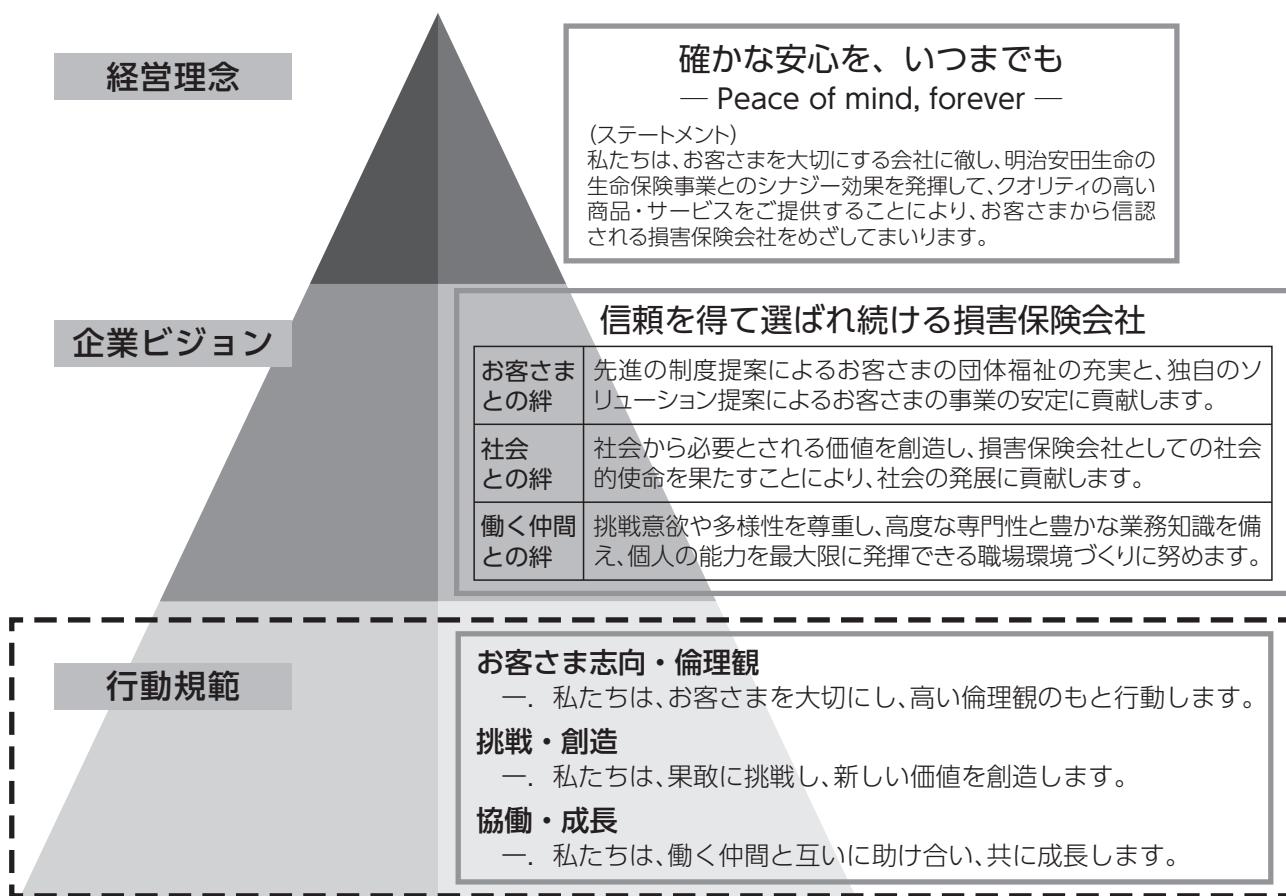
代表取締役社長

酒井 明夫

明治安田損害保険の概要 (2019年3月31日現在)

◇名称(商号) : 明治安田損害保険株式会社 Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd.	◇従業員数 : 215名
◇設立 : 1996年8月8日	◇代理店数 : 503店
◇資本金 : 520億円	◇本社所在地 : 東京都千代田区神田司町2-11-1
◇総資産 : 845億円	◇出資比率 : 明治安田生命保険相互会社 100%
◇正味収入保険料 : 150億円	

||||| 経営理念・企業ビジョン・行動規範



||||| 会社の特色

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として、企業・団体のお客さま向けに、クオリティの高い総合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。これまで、企業・団体のお客さまの補償ニーズに幅広くお応えしてまいりました傷害保険分野での商品・サービスをいっそう充実させるとともに、新

種保険分野においても、今後、一段と多様化する企業・団体のお客さまの潜在的補償ニーズに的確にお応えできるリスクソリューション[®]*型商品等をご提供することなどにより、企業・団体のお客さまのご発展に貢献してまいります。

*明治安田損害保険では、「リスクソリューション[®]」の商標登録(商標登録番号:4629633号)を行なっています。

||||| 第5次中期経営計画(2017年度～2019年度)の概要

当社の特色である「企業・団体のお客さま向けに特化した事業モデル」をベースとして、明治安田生命とのシナジー効果発揮による競争力強化を図りつつ、当社が経営理念等に掲げる「お客様を大切にする会社」の実現に向け、2017年4月から3カ年の第5次中期経営計画をスタートしています。

第5次中期経営計画は、以下の観点から重点的な実施事項を定め、さまざまな取組みを行なっています。

- ◇ 安定的な利益水準の確保
- ◇ お客様満足度・従業員満足度のさらなる向上
- ◇ 経営品質のいっそうの向上

目次

はじめに	
経営理念・企業ビジョン・行動規範	1
会社の特色	1
第5次中期経営計画（2017年度～2019年度）の概要	1
経営について	
① 代表的な経営指標	4
② 2018年度の事業概況	5
③ 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	9
④ 内部統制システムの整備	10
⑤ コーポレート・ガバナンス体制	14
⑥ コンプライアンス（法令等遵守）の徹底	14
1. コンプライアンス宣言	15
2. 企業行動方針	16
3. お客さま志向の業務運営方針	17
4. 販売・サービス方針（勧誘方針）	19
5. 顧客保護等管理方針	20
6. 保険契約に関する業務における基本方針	21
7. コンプライアンス・マニュアル	22
8. 社外・社内の監査態勢	22
9. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	23
10. 利益相反管理方針	24
11. 個人情報の保護に関する基本方針 （プライバシーポリシー）	25
⑦ リスク管理体制	30
⑧ ERMの推進	31
⑨ 資産運用方針	34
⑩ 第三分野保険に係る責任準備金の確認	34
⑪ お客さまサービス	35
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	35
2. 情報開示	37
3. 旧会社におけるご契約について	37
⑫ 社会貢献活動	39
商品・サービスについて	
① 保険のしくみ	42
1. 損害保険制度	42
2. 損害保険契約の性格	42
3. 再保険について	42
② 約款	42
1. 約款の位置づけ	42
2. ご契約時にご留意いただく事項	43
3. 約款に関する情報提供方法	43
③ 保険料	43
1. 保険料の収受・返戻（へんれい）	43
2. 保険料率	43
④ 保険募集	44
⑤ 保険金のお支払い	45
1. 保険金のお支払いのしくみ	45
2. 保険金の適切なお支払いへの取組み	46
⑥ 取扱商品	47
1. 販売商品の一覧	47
2. 主な商品の開発・改定状況	49
3. リスクソリューション®サービス	50
4. 代理店の役割と業務内容	50
5. 損害保険代理店制度および募集態勢	50
業績データ	
«事業の概況»	
① 保険の引受	52
1. 保険料・従業員一人当たり保険料	52
2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	53
3. 解約返戻金	53
4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	54
5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	54
6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率	55
7. 出再控除前の発生損害率、事業費率および その合算率	55
8. 未収再保険金の額	56
9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	56
10. 出再を行なった再保険者の数	56
11. 出再保険料の上位5社の割合	56
12. 出再保険料の格付ごとの割合	57
13. 保険引受利益	57
14. 契約者配当	57
15. 損害率の上昇に対する経常利益または 経常損失の額の変動	58
② 資産運用の状況	58
1. 資産運用の概況	58
2. 利息配当収入の額および運用利回り	59
3. 資産運用利回り（実現利回り）	60
4. (参考) 時価総合利回り	60
5. 海外投融資残高および利回り	61
6. 保有有価証券利回り	61
7. 公共関係投融資（新規引受ベース）	61
8. ローン金利	61
③ 特別勘定に関する指標	61
④ 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)	62

《経理の概況》	
① 計算書類等	64
1. 貸借対照表	64
2. 損益計算書	69
3. 貸借対照表の推移	71
4. 損益計算書の推移	72
5. キャッシュ・フロー計算書	73
6. 株主資本等変動計算書	74
7. 1株当たり配当等	76
8. 1株当たり純資産額	76
9. 従業員一人当たり総資産	76
10. 会計監査	76
② 資産・負債の明細	77
1. 現金及び預貯金	77
2. 商品有価証券	77
3. 保有有価証券の内訳	77
4. 有価証券残存期間別残高	78
5. 業種別保有株式	78
6. 貸付金業種別内訳	79
7. 貸付金使途別内訳	79
8. 貸付金担保別内訳	79
9. 貸付金企業規模別内訳	80
10. 貸付金地域別内訳	80
11. 貸付金残存期間別残高	80
12. 住宅関連融資	80
13. リスク管理債権	80
14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 (保険金信託業務を行なう場合)	81
15. 債務者区分に基づいて区分された債権	81
16. 有形固定資産	81
17. 支払承諾の残高内訳	82
18. 支払承諾見返の担保別内訳	82
19. 保険契約準備金	82
20. 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	83
21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)	83
22. 責任準備金の残高の内訳	84
23. 責任準備金積立水準	84
24. 長期性資産	85
25. 引当金明細表	85
26. 貸付金償却の額	86
27. 資本金等明細表	86

③ 損益の明細	87
1. 売買目的有価証券運用損益	87
2. 有価証券売却益	87
3. 有価証券売却損	87
4. 有価証券評価損	87
5. 固定資産の処分損益	87
6. 事業費の内訳	88
7. 減価償却費明細表	88
④ 時価情報等	89
1. 有価証券に係る時価情報	89
2. 金銭の信託	90
3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	90
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	90
5. 先物外国為替取引	90
6. 有価証券関連デリバティブ取引 (7に掲げるものを除く)	91
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場 における有価証券先物取引と類似の取引	91
⑤ 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての 代表者確認書	92

会社概要

① 会社の沿革	93
② 主要な業務	94
③ 経営の組織	95
④ 株主・株式の状況	96
1. 基本事項	96
2. 株主総会議案等	96
3. 株式分布状況および大株主	96
4. 配当政策	97
5. 資本金の推移	97
6. 最近の新株および社債の発行	97
⑤ 役員の状況	98
⑥ 会計監査人の状況	101
⑦ 従業員の状況	101
1. 従業員の状況および平均給与	101
2. 研修制度	101
3. 働き方改革・健康増進への取組み	101
⑧ 設備投資等の概要	101
⑨ 保険会社およびその子会社等の概況	101

損害保険用語の解説

102

索引

107

経営について

1 代表的な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	年 度	2016年度	2017年度	2018年度
正味収入保険料		15,259	15,231	15,007
正味支払保険金		5,346	5,268	5,438
正味損害率		40.2	39.8	41.7
正味事業費率		47.5	48.3	48.8
保険引受利益		1,968	1,226	692
経常利益		2,580	1,971	1,520
当期純利益		1,444	1,159	803
単体ソルベンシー・マージン比率		5,146.2	5,045.9	5,241.6
総資産額		83,052	83,856	84,586
純資産額		59,512	59,510	59,579
その他有価証券評価差額		1,294	903	1,106

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<正味収入保険料>

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料です。

<正味支払保険金>

元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

<正味損害率>

正味収入保険料に対する「正味支払保険金+損害調査費」(お支払いした保険金と損害調査に要した費用)の割合です。

<正味事業費率>

正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費」(保険の募集や保険契約の維持管理のために使用した費用)の割合です。

<保険引受利益>

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減し

たものです。なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

<経常利益>

保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常収益・費用を加減したものです。

<当期純利益>

経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

通常の予測を超える危険(巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等)が発生した場合でも、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標のひとつです。200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

<総資産額>

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

<純資産額>

貸借対照表上の「純資産の部合計」の金額です。

<その他有価証券評価差額>

保有有価証券等については、売買目的、満期保

有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行なっています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、その他有価

証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(評価損益)が、その他有価証券評価差額です。

【不良債権の状況】

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分に基づいて区分された債権」の2つの基準があり、法令により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定規程および査定結果に対しては、自己査定実施部署から独立した業務監査部が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の高い体制を構築しています。

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、その度合いに応じ、自己責任原則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当を実施することにより、恣意性を排除しています。

○リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」は、貸付金のうち返済状況が正常でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなります。

2018年度末現在、これらに該当する債権はありません。

○債務者区分に基づいて区分された債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、貸付金のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状態および経営成績等に基づいて区分したものであり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4区分からなります。

2018年度末現在、これらに該当する債権はありません。

2 | 2018年度の事業概況

○経営環境

当年度の日本経済は、自然災害による影響があったものの、堅調な米国景気等を背景に、均せば緩やかな回復傾向で推移しました。個人消費は、賃金の伸びが鈍いこと等から、緩慢な回復にとどまりました。設備投資は、省力化投資を中心に、回復傾向が続きました。輸出は、中国景気の減速等を背景に、増勢が鈍化しました。金融市場について、日本株は、米国長期金利の上昇による米株安を受けて10月に急落し、その後は一定程度戻したものの、世界景気減速懸念等を背景に伸び悩む展開が続きました。為替相場は、世界景気減速懸念等を受け、一時円高ドル安に振れる場面もありましたが、堅調な米国景気や日米金利差の拡大等を背景に、円安ドル高が進みました。長期金利は、日銀の金融政策により、0%付近での推移が続きました。

○事業の経過

このような情勢のなか、第5次中期経営計画

(2017年度～2019年度)における重点3方針として、「①営業支援・営業推進機能の強化や業務の効率化等を通じた、安定的な利益水準の確保」、「②事務フロー・システムの見直しやWEBの活用等によるお客さまサービスの拡充、お客さま満足度・従業員満足度のさらなる向上」、「③ERM (Enterprise Risk Management)の経営への活用を含む経営管理態勢をはじめ、各種管理態勢の高度化を通じた、経営品質のいっそうの向上」を掲げ、さまざまな取組みを行ないました。

営業・サービス面においては、企業・団体のお客さま向けに、傷害保険等の福利厚生制度関連商品ほか、信用リスク分野の課題に対し、取引信用保険や会社役員賠償責任保険(D&O保険)等、コンサルティング力を活かした商品の安定的な販売に取り組みました。

また、代理店の利便性向上と有意義な情報提供に向けた代理店WEBシステム「MYGネット」のコンテンツの充実など代理店活性化に向けた取組みを強化してまいりました。

2018年度には、「大阪府北部地震」、「2018年7月豪雨」や「2018年北海道胆振東部地震」等の大きな自然災害が相次ぎましたが、被災地域のお客さまに特別措置（保険料払込みや継続契約締結手続きの猶予、ご請求時の手続書類の緩和）を適用するとともに、お客さまの被害状況や安否の確認を行ない、保険金等について、迅速な請求案内および支払手続きを実施いたしました。

2018年12月には、2017年9月に公表した「お客さま志向の業務運営方針」に関する、これまでの取組状況（2017年10月～2018年9月）を公表いたしました。今後、当社の経営理念（「確かな安心を、いつまでも」）に基づく「お客さま志向の業務運営方針」の定着度合いを評価するために、お客さま満足度に関する指標を、①ご契約者（企業・団体）さまの声、②ご加入者（被保険者）さまの声と設定し、定期的に公表してまいります。

経営品質面においては、ERMの経営への活用の観点から、リスク・リターン、資本のバランスを適切にコントロールしつつリスク対比の収益性の向上、健全性の確保等に向けた対応を検討、推進いたしました。

また、財務の健全性等の経営内容を客観的に判断いただくため、格付会社であるS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社に依頼し、保険財務力について「格付：A」を取得しました。

このほか、改元対応の準備や高齢者・障がい者・LGBTへの対応のさらなる高度化を含むお客さま視点からの業務・サービスの品質向上に取り組みました。また、中核人材の育成や人材の登用等の観点から中途採用の積極的推進や人事関連諸制度の見直し、業務効率化の観点によるシステムインフラの高度化等に取り組みました。

資産運用面においては、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針とし、国債による運用を基本としつつ、収益力向上の観点から、投資信託による内外の債券・株式等へ分散投資を実施しております。

○事業の成果

以上のような取組みを行なった結果、2018年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が150億

38百万円、資産運用収益が9億22百万円となり、経常収益は159億65百万円となりました。一方、保険引受費用が101億5百万円、営業費及び一般管理費が43億14百万円となり、経常費用は144億45百万円となりました。この結果、経常利益は前期に比べて4億51百万円減少し、15億20百万円となりました。

経常利益に特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べて3億55百万円減少し、8億3百万円となりました。

※8ページの【決算のながれ】も、あわせてご参照ください。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べて2億24百万円減少し、150億7百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は前期に比べて1億69百万円増加し、54億38百万円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率は41.7%となりました。また保険引受に係る営業費及び一般管理費については前期に比べて4百万円減少し、42億40百万円となった結果、正味事業費率は48.8%となりました。これらに積立保険料等運用益、支払備金繰入額および責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益は前期より5億33百万円減少し、6億92百万円となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりであります。

火災保険：正味収入保険料は3億63百万円となりました。正味支払保険金は2億83百万円で、正味損害率は82.4%であります。

傷害保険：正味収入保険料は119億15百万円となりました。正味支払保険金は40億78百万円で、正味損害率は40.7%であります。

その他の保険：その他の保険は、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用保険、労働者災害補償責任保険などが主なものであり、正味収入保険料は27億28百万円となりました。正味支払保険金は10億77百万円で、正味損害率は40.5%であります。

資産運用の概況は次のとおりであります。

2019年3月31日現在の総資産は845億86百

万円となりました。このうち運用資産は803億26百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は95.0%であります。資産の主な内訳は、国債401億76百万円、預貯金225億56百万円、その他の証券92億2百万円などであります。また、利息及び配当金收入は6億40百万円となりました。

○対処すべき課題

当社は、2019年度は、第5次中期経営計画の最終年度として、お客さま志向の業務運営を徹底し、お客さまから信認される損害保険会社をめざし、お客さまのニーズの変化に的確にお応えできる商品・サービスの提供、業務・サービスの品質向上、各種システムの開発および、次期中期経営計画に向けて人事関連諸制度の見直しならびに人財育成の強化にも取り組んでまいります。

また、明治安田生命グループにおける自己資本の有効活用とERM態勢の強化の観点から、減資により自己資本の適正化を実施いたします^{*1}。

なお、減資実施後においても、保険金等の支払い余力の指標であるソルベンシー・マージン比率は、2,000%以上と高い水準を維持できる見通しです。あわせて、運用資産の減少、低金利等の運用環境の厳しいなかでも適切なリスク管理のもと、安定的な利息収入等の確保に努めてまいります。

当社は明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心に特色ある付加価値の高い保険サービスをご提供することで、お客さまのご期待にお応えできるよう取り組んでまいります。これらの取組みにより、SDGs^{*2}の達成や社会課題の解決への貢献を踏まえ、経営理念等に掲げる「お客さまを大切にする会社」を実現してまいります。

^{*1} 詳細は、75ページ【株主資本等変動計算書の注記(2018年度)】をご参照ください。

^{*2} SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される国際目標。

17の目標は、以下のとおりです。

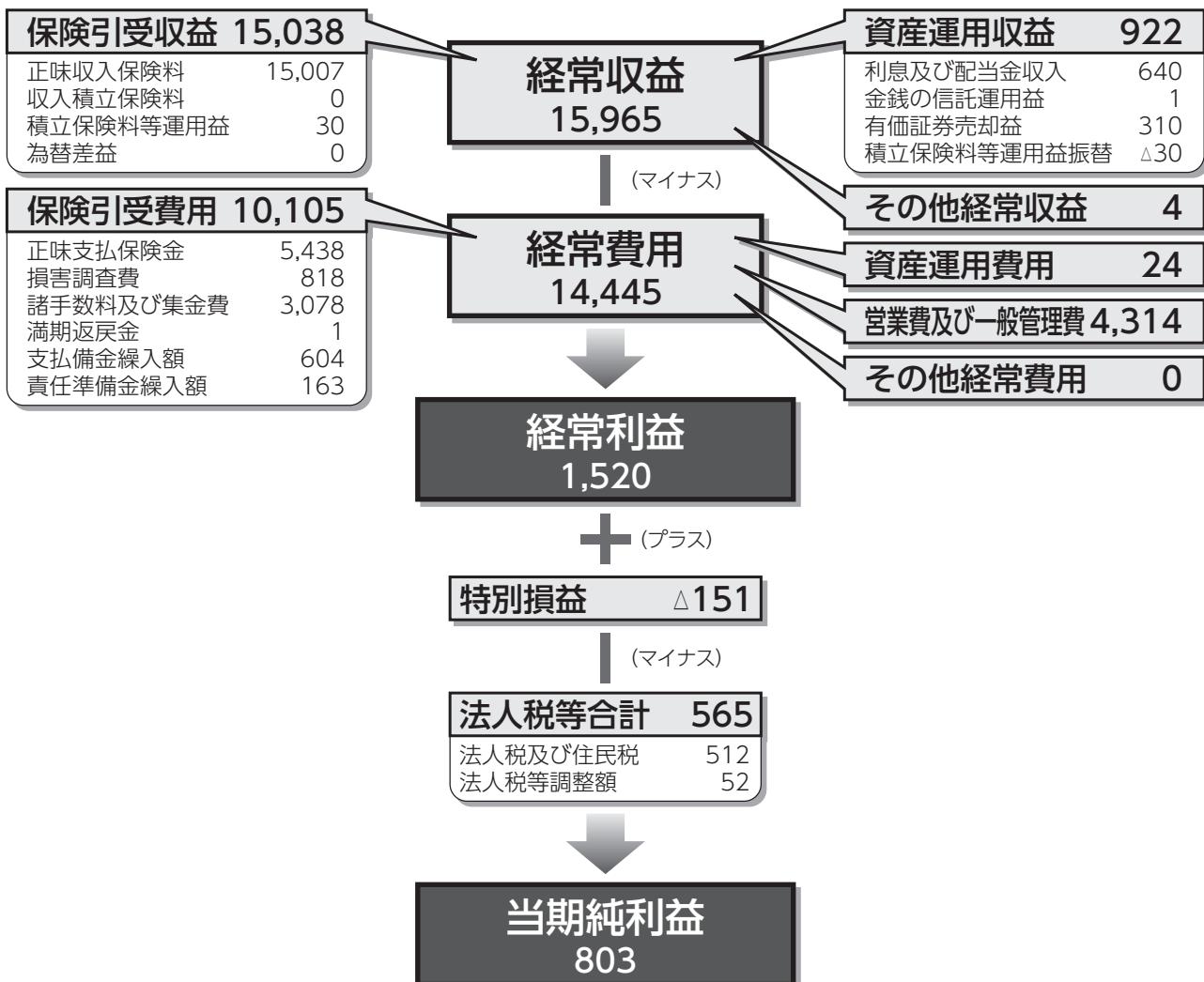
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基礎をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けた 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です

【決算のながれ】

(単位：百万円)



【格付会社からの評価】

当社では、財務の健全性等経営内容を客観的にご判断いただくため、格付会社に依頼し、保険財務力について「格付」を取得しています。
(2019年6月25日時点)

A

スタンダード&プアーズ(S & P)
[保険財務力格付け]

保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、
事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい

*記載の格付は、当社が依頼して取得したものです。

*記載の格付会社は、金融庁の登録を受けた信用格付業者です。

*格付は、個別の保険契約の加入・解約・継続を推奨するものではありません。

*格付は、上記時点での格付会社の意見であり、将来的に変更・保留・撤回されることがあります。

3 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項目	年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		14,705 (1.3%)	15,207 (3.4%)	15,259 (0.3%)	15,231 (△0.2%)	15,007 (△1.5%)
経常収益		15,547	15,840	16,415	16,083	15,965
経常利益		1,891	1,567	2,580	1,971	1,520
当期純利益		1,099	945	1,444	1,159	803
資本金の額 (発行済株式総数)		52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)
純資産額		58,681	58,882	59,512	59,510	59,579
総資産額 (うち積立勘定)		80,953 (32)	82,238 (33)	83,052 (31)	83,856 (11)	84,586 (9)
責任準備金残高		14,682	15,208	15,567	16,120	16,284
貸付金残高		－	0	0	1	－
有価証券残高		71,097	71,473	67,045	60,207	49,381
単体ソルベンシー・マージン比率		5,024.6%	5,036.7%	5,146.2%	5,045.9%	5,241.6%
配当性向		83.3%	83.3%	60.9%	75.9%	93.4%
従業員数		175名	184名	196名	207名	215名

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

4 内部統制システムの整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務です。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実現するよう、内部統制の充実に努めています。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事するすべての役職員により実行される、法令等の遵守（コンプライアンス）、リスクの抽出と対応（リスク管理）、財務報告の信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置しています。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応等について検討しています。

さらに、リスクの縮減等を目的として、各組織において業務プロセス上想定されるリスクとそのコントロール状況を文書化し、自らが評価する「見える化（業務可視化）」に取り組んでいます。この取組みによって把握した業務プロセスならびにそのリスクとコントロール状況をもとに、リスク発生の未然防止・縮減を図ってまいります。

また、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定めており、その内容と運用状況の概要は以下のとおりです。内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施してまいります。

【内部統制システムの基本方針】

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス基本方針、コンプライアンス基本規程)

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「コンプライアンス基本方針」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスを推進する。

(コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に配付し、周知徹底する。

(コンプライアンスに関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス・プログラム)

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を全社・本社各部ごとに策定し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力・金融犯罪への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を企画部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関、明治安田生命とも連携し、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダーリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)に係る基本方針・遵守基準である「コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を定めています。コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、年度始に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行なっています。

II. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、リスク管理、コンプライアンス態勢を一元的に管理する統括部署としてリスク管理・コンプライアンス部、お客さまからのお申し出対応態勢の統括部署として事務・システム管理部を設置し、明治安田生命グループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報の保存および管理に関する規程)

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報(取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「情報管理規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社が保有する情報の保護・管理に関し、「個人情報の保護に関する基本方針」を策定するとともに、情報の種類・重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理基本規程」、具体的実施事項を定めた「情報管理規程」、取締役会・経営会議等の各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「文書保存期間規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本方針、リスク管理基本規程)

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本方針である「リスク管理基本方針」および基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理を推進する。

(リスク管理に関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(リスク管理統括部署・リスク管理責任者等)

当社は、全社的なりリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

(リスク管理態勢)

当社は、国内外の規制動向等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、類別および組織別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、類別リスク管理、組織別リスク管理および類別リスクを総体的に把握する統合リスク管理の観点から推進する。

(リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応)

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取締役会等に報告されるよう、リスク管理責任者等を通じた報告体制を構築する。

また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性・予見が相当程度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法のひと

つと位置付け、「統合リスク管理方針」、「類別リスクのリスク管理方針」を制定するとともに、当社の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」、その下位規程として統合リスク管理、類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定めることにより、リスク管理態勢を構築しています。

「リスク管理・コンプライアンス委員会」を通じ、リスク管理態勢の整備・高度化、リスク管理の推進ならびにリスク管理に関する情報交換・連絡・調整を行なうとともに、蓋然性・影響度を評価し、会社経営に与える影響の大きい当社の重要リスクを特定のうえ、リスク管理状況を定期的に取締役会へ報告しています。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能や権限の重複等を排除し、取締役が効率的に職務執行する体制を確保しています。

経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表取締役社長が決裁しています。当社の経営方針等に関わる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「代表者確認規程」等、財務報告に必要な規程等を整備しています。

また、「内部統制委員会」において、決算業務の自己点検等の実施結果を審議し、その結果をふまえて代表者確認を実施しています。

なお、2018年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項については、その表示内容が適正であることを代表者が確認しています。

あわせて、明治安田生命の連結子会社としての内部宣誓にあたり、「内部統制委員会」において自己点検等の実施内容を審議しています。

5. 明治安田生命グループにおける業務の適正を確保するための体制

明治安田生命グループとは、親会社である明治安田生命、ならびにその子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等から成る企業集団をいう。

(親会社との連携)

当社は、明治安田生命と連携し、当社の業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努めるとともに、明治安田生命へ報告すべき事項については定期的にまたは適時に報告する。

(不適切な取引への対応)

当社は、明治安田生命グループ会社との取引に際し、アームズ・レンジス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

当社は、当社において生じ得る不祥事件等が、明治安田生命グループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、当社において重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が明治安田生命グループ会社に波及することを最小限に留めるべく、速やかに明治安田生命に報告する。

(モニタリング)

当社の内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を被監査部署に通知のうえ、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。

また、当社は、明治安田生命の内部監査部門による内部監査を受け、明治安田生命に対して指摘事項に対する改善策およびその進捗状況を定期的に報告する。

【運用状況の概要】

当社は、親会社である明治安田生命の「国内関連会社経営管理規程」に基づき、明治安田生命の総括管理部等による管理態勢のもと、コンプライアンス・リスク管理を含む業務を運営しています。

また、明治安田生命内部監査部門による内部監査を受け、指摘事項に対する改善状況を定期的に当社の経営会議・取締役会および明治安田生命内部監査部門に報告しています。

III. 監査役の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の当社の取締役からの独立性に関する事項、当社の監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(監査補助者)

当社は、監査役が監査の実施上必要がある場合は、内部監査部門に所属する使用者を監査補助者とすることにより、監査役を補助する組織・要員を確保する。

(内部監査部門への要員配置)

当社は、監査の実効性を確保するため、内部監査部門に、必要な知識能力を備えた使用者を継続的に配置する。

(独立性ならびに指示の実効性の確保)

当社は、監査補助者である使用者の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

2. 当社の監査役への報告に関する体制

(当社の取締役、および使用者による当社の監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査役出席、当社の取締役、使用者等と監査役との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

- ①当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ②当社の内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③当社の苦情の処理および内部通報制度の利用の状況

(④その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項 (監査役への報告体制))

当社は、取締役会への業務執行報告とは別に、監査役に対して定期的・臨時に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分に果たせる仕組みを整備する。

3. その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保つとともに、リスク管理・コンプライアンスの適切性等の状況について、内部管理部門との連携を通じて情報共有を行なうなど、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

(監査費用)

当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

常勤監査役は、重要な会議・委員会等に陪席し、必要に応じて意見を具申するとともに、取締役等と定期的な意見交換を実施しています。

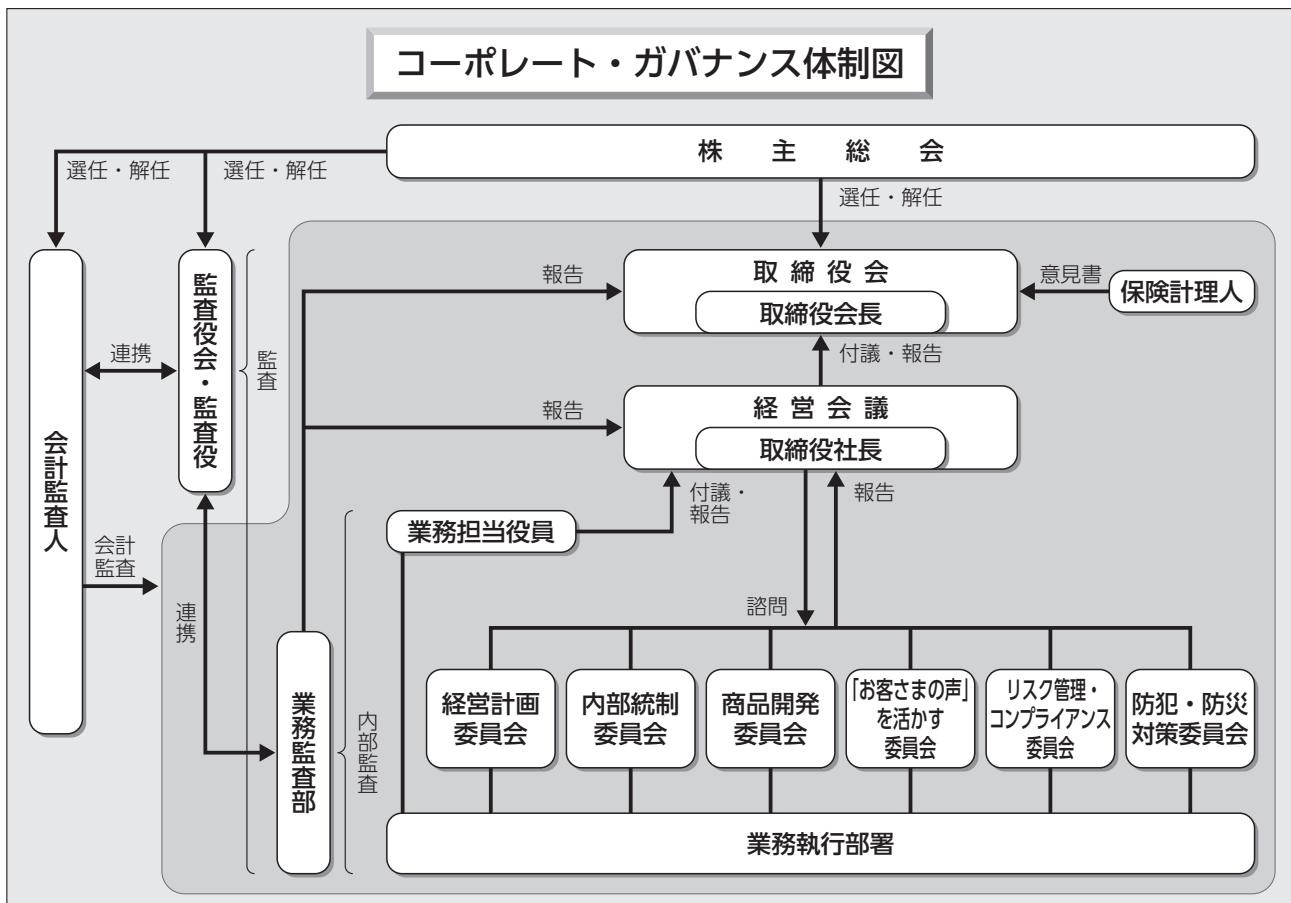
加えて、内部監査部門である業務監査部から内部監査に係る結果報告を受けるとともに、内部監査部門と連携し、被監査部署との意見交換会に出席しています。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

5 コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「お客様を大切にする会社」として、将来にわたり発展を遂げるべく、「経営管理態勢、コンプライアンス態勢の継続整備と実効性確保」を重要な経営課題と位置づけています。経営

資源の効率的な活用、適切なリスク管理および相互牽制機能の発揮などにより、経営基盤・態勢の拡充を推進してまいります。

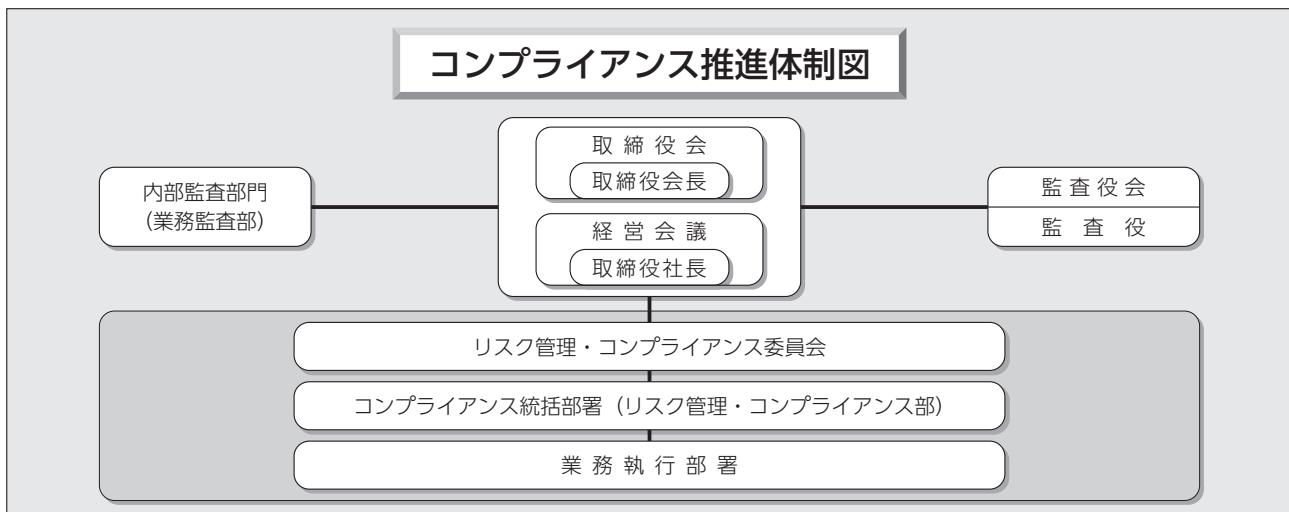


6 コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の基本に位置づけています。

そして、明治安田生命のグループコンプライアンス基本方針に基づき、当社コンプライアンス基本方針ならびに法令等遵守に関する実行計画として「コンプライアンス実践計画」を策定し、全社を挙げての取組みを推進しています。

また、法令等遵守の推進にかかる基本方針、重要な規程等の改正、取組状況等に関して審議し、より実効性の高い法令等遵守体制の構築に資するための機関として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。



○リスク管理・コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進について、態勢の整備や各種施策および実施計画の企画・立案、全社推進状況の検証および取締役会への報告、問題点発生時の改善策の検討等を行なっています。

○コンプライアンス統括部署

（リスク管理・コンプライアンス部）

「リスク管理・コンプライアンス委員会」の運営、業務執行部署におけるリスク管理・コンプライアンス推進の統括・支援を行なっています。

○業務執行部署

法令遵守責任者、法令遵守担当者を配置し、各部署におけるコンプライアンス推進の促進・評価（計画の実施、推進状況の点検・報告等）、問題点発生時における担当部署への報告および適切な対処の実施等を行なっています。

○内部監査部門（業務監査部）

コンプライアンス推進状況の検証および改善提言等を行なっています。

1. コンプライアンス宣言

当社では、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の再徹底とコンプライアンスに関する意識改革、コンプライアンス態勢を抜本的に見直

す必要性を全役職員に徹底・浸透させるため、コンプライアンス宣言を制定しています。

【コンプライアンス宣言】

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として、
 「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、
 「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」を実現するために、
 ○ 法令・諸規範を遵守し、
 ○ 「お客さまの声」を真摯に受け止め、
 高い倫理観と責任をもって適かつ誠実に職務を遂行することを誓います。
 また、過去に発生した保険金の支払い漏れ等にかかる問題を忘れることなく、コンプライアンスを最優先し、
 お客様の信頼にお応えします。

明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 酒井 明夫

2. 企業行動方針

当社では、お客さま、社会、従業員からの期待に応え、社会的責任(CSR)を果たすための行動原則として「企業行動方針」を定めています。具体的には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を

含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものです。

【企業行動方針】

明治安田生命グループの一員として、当社経営理念のもと、当社がお客さま、社会、従業員からの期待に応え、社会的責任(CSR)を果たすための行動原則として「企業行動方針」を定める。役職員は、職務遂行の際に、本方針を遵守する。

1. お客さま志向の商品・サービス

私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、お客さま満足を追求したクオリティの高い商品とサービスを提供します。

2. コミュニケーションの推進

私たちは、経営情報を適宜・適切に開示し、経営の透明性を高めるとともに、お客さまの声を大切にし、適切に業務に反映します。

3. 法令等の遵守

私たちは、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、社会的規範にもとることのない公正・誠実な企業活動を行ないます。また、各国・地域の法令を遵守し、国際規範を尊重します。

4. お客さま等に関する情報の厳正管理

私たちは、お客さまに関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。

5. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

6. 社会貢献と環境への取組み

私たちは、お客さまとともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的に取り組みます。

7. 人権等の尊重

私たちは、お客さまはもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。また、国際的な事業活動においては、各国・地域の文化や慣習に配慮します。

8. 働きがいのある職場環境の維持

私たちは、職員一人ひとりの個性を尊重し、多様な人材が意欲や能力を最大限発揮できる働きやすく、働きがいのある職場環境を維持します。

9. リスク管理の徹底と企業価値向上の取組み

私たちは、リスクに対する十分な理解のもと、その適切なコントロールに努め、経営の健全性を確保しつつ企業価値の向上に取り組みます。

10. 情報公開と説明責任の遂行

私たちは、お客さまや社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を行ない、迅速かつ的確な情報公開と説明責任を果たすよう努めます。

3. お客さま志向の業務運営方針

当社では、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、「お客さま志向の業務運営方針」を策定しています。また、本方針の定着度合いを評価する指標(KPI)を定期的に、当社ホームページにて公表しています。

【お客さま志向の業務運営方針】

1. お客さま志向の業務運営

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、「お客さまを大切にする会社」に徹し、お客さまの最善の利益が図られるよう、高い倫理観のもと行動することをすべての業務運営における基本原則として定め、お客さまの視点に立った業務運営に努めてまいります。

【主な取組内容】

- ・「信頼を得て選ばれ続ける損害保険会社」を「企業ビジョン」として掲げ、お客さまを大切にし、高い倫理観のもと行動し、お客さま満足を追求したクオリティの高い商品とサービスの提供に努めています。
- ・「お客さま満足度のさらなる向上」を中期経営計画および年度経営計画の重点方針の1つとし、さまざまな取組みを行なっています。
- ・お客さまからの損害保険に関するお申し出は、「お客さま相談室」において一元管理し、重要なものについては、経営層に報告するとともに、商品・サービスの改善に反映させる取組みを推進しています。
- ・保険契約者である企業・団体のお客さま、および保険金をご請求いただいたお客さまへのアンケートを通じたご意見・ご要望について、定期的に集計・分析のうえ、業務改善に活かす取組みを推進しています。

2. 保険募集・契約管理

お客さま満足を追求し、常にお客さまのニーズに則した最適な商品と質の高いサービスをご提供できるよう、適正・適切に商品のご提案およびご契約の管理を行なってまいります。

【主な取組内容】

保険募集にあたっては、以下の取組みにより、募集品質の確保に努めています。

- ・お客さまにとって重要な情報をわかりやすく、丁寧にご説明するため、お客さまの視点に立ったわかりやすい募集資料(パンフレット・提案書・重要事項説明書等)の作成に努めています。
- ・特に、ご高齢者がご覧になる募集資料については、ご高齢者の特性に配慮し、より見やすく、平易な記載に努めています。
- ・「ご契約のしおり」等のご契約締結前にお渡しする重要書類については、専門用語の平易な言葉への言い換えや文字の拡大等、お客さまの誤解を招くことがないよう平明化に取り組んでいます。
- ・きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案のうえ、お客さまのご意向と実情に沿った適切な商品をご提案し、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを「意向確認書」等を用いて確認しています。

また、以下の契約管理等にかかる取組みを通じ、商品・サービスの品質向上をはかっています。

- ・高齢者・障がい者等、特に配慮が必要と思われる方への保険募集・保険金等のお支払い等に際しては、お客さまの状況に則したより丁寧な対応に努めています。
- ・超高齢社会の進展をふまえ、当社所定のご高齢のお客さまに対し、お客さまとご連絡が取れないときや、当社からの各種送付物等がお届けできないような場合に対処するため、第二連絡先(ご家族のご連絡先)の登録をご案内しています。
- ・あわせて、一定年齢に達したお客さまを対象に、「現況確認」、「請求確認」、「連絡先確認」(第二連絡先の登録のお願い)のための電話によるご案内の推進に取り組んでいます。

3. 保険金等のお支払い

保険金等のお支払いに際しては、お客さまはじめ関係者への配慮を常に心がけ、迅速かつ適正にお支払いするとともに、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金等を確認のうえ、もれなくご案内するよう努めてまいります。

【主な取組内容】

- ・お客さまから保険金のご請求があった場合、正確に保険事故の内容を把握し、お客さまのご不明な点に関して適切なアドバイスを行なうとともに、「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いに努めています。
- ・傷害保険、所得補償保険、医療保険については、「保険金支払ワークフローシステム」を活用することで損害サービスの業務を効率化し、お客さま満足度の向上に努めています。

4. 利益相反の適切な管理

当社および明治安田生命グループ内の金融機関（以下「当社等」といいます）が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないように、「利益相反管理方針」等を定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

【主な取組内容】

- ・当社では、「利益相反管理方針」等において、リスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署として定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理しています。
- ・利益相反のおそれのある取引の類型を定め、環境変化等をふまえて見直すとともに、役職員および代理店に対し、利益相反への対応に関する教育・研修等を実施しています。

5. お客さま志向の取組みの確保

お客さま志向の取組みの確保に向け、取組事項の定期的な検証・改善に努めます。また、お客さま志向のコンサルティングを行なうために必要な知識・スキルを職員等が習得できるよう、教育・研修の充実に努めています。

【主な取組内容】

- ・職員等および代理店に対し、お客さまに最適な商品とクオリティの高い商品・サービスをご提供するための商品・金融知識の習得に向けた各種教育・研修・サポートを実施しています。
また、あわせて、お客さまを大切にする姿勢・行動をはじめとしたコンプライアンスの指導・徹底も実施しています。
- ・年度の経営計画等において、お客さま満足度の向上に向けた取組みを具体的に設定し、定期的に進捗状況を検証しています。

4. 販売・サービス方針（勧誘方針）

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「販売・サービス方針」を策定しています。

【販売・サービス方針】

〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守（コンプライアンス）を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客様の信頼にお応えするよう努めます。

1. 最適な商品の提供と適切な商品説明

きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客様の保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めます。お客様のご意向に沿う商品提案と商品内容を十分にご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめとする商品選択のための情報をご提供します。さらに、商品内容がお客様のご意向に合致していることを「意向確認書」等を用いて確認します。

高齢の方への保険募集にあたっては、商品内容等に誤解が生じないよう、より丁寧な説明に努めます。また、保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行なうよう常に努めます。

2. お客様本位の販売

商品をおすすめする際には、法令等を遵守することはもちろん、お客様の立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めます。

3. ご加入後のお客さまサービスの充実

ご加入後も、ご契約内容等を適時・適切にお知らせするとともに、ご契約内容変更等の各種お手続きの際には、お客様のご意向を把握・確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

保険金等のお支払いについて、お申し出内容およびご契約内容にもとづき、お支払いできる可能性がある保険金等を確認のうえ、もれなくご案内するとともに、お手続きの際は、迅速かつ適正に対応します。

お客様からのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客様の満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、適切かつ十分に対応します。

4. お客様対応力向上に資する教育・研修の実施

教育・研修態勢の充実を図るとともに、所定の教育体系・カリキュラムに基づいた教育研修を全役職員に対して実施することにより、商品知識およびお客様対応に関する基本ルール・マナーの向上を図ります。

5. お客様の情報の厳正な管理

販売にあたって知り得たお客様の情報やご契約内容等の情報については、その管理規程を定め、管理責任者を任命したうえで、厳格かつ適正な取り扱いを行ないます。

6. 法令等の遵守

法令等の遵守（コンプライアンス）のための規範として「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」等を定め、コンプライアンス研修を全役職員に対して実施することにより、適正な販売の実現に努めます。

7. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないように努めるとともに、インサイダー取引等の不公正な取引はしません。

5. 顧客保護等管理方針

当社では、お客さまの保護および利便の向上に向け、顧客保護等管理全般にかかる「顧客保護等管理方針」を策定しています。

【顧客保護等管理方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さまの利益の保護および利便の向上のため、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう継続的な取組みを行なってまいります。

1. 損害保険契約のお引受け・管理にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、公平性に配慮し、正確かつ迅速にお手続きします。また、ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせします。
2. 保険金・給付金等のお支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いします。また、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いでできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内します。
3. お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、誠実に対応するとともに、適切に業務に反映します。
4. お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得・利用し、情報の流出や紛失等を防止するため、適切な措置を講じます。
5. 当社の業務について代理店を含む第三者に委託する場合には、お客さまの情報の保護やお客さまへの対応が適切になされるよう、厳正に委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングするなど委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
6. 当社および明治安田生命グループ内の金融機関が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

なお、本方針における「お客さま」とは、当社と現在お取引きされている、またはお取引きを検討されている個人および法人等を指し、対象となる取引は、当社が損害保険契約をはじめとするお客さまとの間で業として行なうすべての取引とします。

6. 保険契約に関する業務における基本方針

当社では、引受・保全・支払業務の迅速性および適切性を確保するため、業務運営・態勢整備の指針となる「保険契約に関する業務における基本方針」を策定しています。

【保険契約に関する業務における基本方針】

1. 業務遂行方針

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、経営理念に基づき、お客さまを大切にする会社に徹し、損害保険会社の基本的な機能であるご契約のお引受け、ご契約の管理、保険金・給付金等のお支払いに関する業務を常に正確かつ迅速に行なっています。あわせて、お客さまに十分な説明を行なってまいります。

(ご契約時の説明ならびにお引受けについて)

- ・ご契約のお申込みにあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項等、必要な情報について適切かつ十分な説明を行なってまいります。
- ・お申込みいただいたご契約について、必要な情報を確認のうえ、公平な判断に基づき適切かつ迅速なお引受けをいたします。
- ・お申込み手続きをわかりやすくすることに努め、お引受けするご契約内容等について、説明を充実してまいります。

(ご契約の管理について)

- ・ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせいたします。あわせて、お知らせする内容を充実してまいります。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きについて、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、正確かつ迅速に対応いたします。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きをわかりやすくすることに努めます。

(保険金・給付金等のお支払いについて)

- ・お支払いに関するお申し出について、ご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内いたします。
- ・お支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いいたします。あわせて、お支払い業務の適切性を隨時検証いたします。
- ・お支払手続きをわかりやすくすることに努め、お支払内容等について、説明を充実してまいります。とくに、お支払いできない場合について、説明内容の充実を図るとともに、ご要望に応じて中立的な第三者による不服申立制度をご紹介いたします。

2. 態勢整備方針

基本方針に基づいた業務を適切に行なうため、常にお客さまの視点に立ち、以下の対策を継続的に推進いたします。

- ・お客さまのご要望、お申し立ておよび苦情を十分に把握し、誠実に対応するとともに、重要情報として業務改善に反映してまいります。
- ・人材の育成を進め、お客さまを大切にし、公平な判断、十分な説明を行なう態勢を整備してまいります。
- ・お客さまの利便性向上および正確かつ迅速な手続きに資するシステム開発等のインフラ整備を推進してまいります。

7. コンプライアンス・マニュアル

当社の法令等遵守に関する基本方針および運営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、社内徹底を図ることにより、法令等遵守を重視する企業風土の醸成に努めています。

○保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関しては、「損害保険募集コンプライアンス・ガイドブック」を作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底しています。

8. 社外・社内の監査態勢

○社外の監査態勢

当社は、社外の監査として、会社法等に基づく会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)の会計監査を受けています。

○社内の監査態勢

当社では、監査役による監査と、各業務執行部門から独立した内部監査部門(業務監査部)による内部監査を実施しています。

内部監査は、その実効性を確保するための「内部監査方針」に基づいて態勢が整備されています。内部監査は、当社のすべての部門を対象として、効率的・効果的な内部監査を実施するため、リスクアセスメントに基づく内部監査を実施しています。具体的には、会社として認識している重要リスクへの対応状況や経営計画の実施状況および各組織の業務遂行状況全般について検証・評価しています。内部監査の結果やその後の改善状況は取締役会等に報告しています。

また、内部監査品質の継続的な維持・向上を図るため、定期的に内部監査における国際的な団体である内部監査協会 (IIA) が定める国際基準への適合性評価を行なっています。

9. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社では、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定しています。

また、「企業行動方針」や「内部統制システムの基本方針」においても、当社の反社会的勢力への対応に係る取組方針を社内外に明らかにしています。

【反社会的勢力への対応に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて、適切な対応を行ないます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力については、組織体制を整備し、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応にあたり、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当・不正な要求等を拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当・不正な要求等に対しては、外部専門機関とも相談し、民事と刑事の両面から法的対応を行ないます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当・不正な要求等が、当社や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行ないません。また、反社会的勢力への資金提供は、いかなる形態であっても絶対に行ないません。

10. 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反のおそれのある取引の管理に努めています。

【利益相反管理方針】

1. 目的

本管理方針は、当社および明治安田生命グループ内の金融機関(以下、「当社等」といいます)が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下、「対象取引」といいます)とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

4. 対象取引の特定のプロセス

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、すみやかに各所属の利益相反管理担当者・責任者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施します。各所属での判断が困難な場合には、利益相反管理全体統括部署であるリスク管理・コンプライアンス部に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施します。

5. 対象取引の類型・主な取引例・管理方法

対象取引のうち、主なものは以下のとおりです。

取引の類型		主な取引例	管理方法 (以下の方法を適切に組み合せる こと等により管理します)
お客さまの 利益を不当に 害する恐れの ある取引	地位濫用型	融資を条件に保険購入や保険契約（引受け割合）を維持・増加させる場合、または保険購入や保険契約（引受け割合）の維持・増加を条件に融資を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
	情報利用型	お客さまが上場会社であるA社の株式を大量に取引しようとしている事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	・情報隔壁措置 ・一方または双方の取引の中止
	上記以外	当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付をしている状況で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・回収等を行なう場合	・情報隔壁措置 ・取引条件・方法の変更 ・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証
お客さま間の利益が 相反する可能性のある取引		敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資金の融資を行なう場合	・一方または双方の取引の中止 ・取引の適切性の検証

6. 利益相反管理体制

当社はリスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署とし、リスク管理・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括責任者とします。利益相反管理全体統括部署は他の部門から独立し、対象取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証します。

7. 対象となる会社の範囲

本方針の対象となる会社は、当社および以下の明治安田生命グループ内の金融機関です。

明治安田生命保険、明治安田アセットマネジメント、三菱アセット・ブレインズ、パシフィック・ガーディアン生命保険、明治安田アジア、明治安田アメリカ、明治安田ヨーロッパ、北大方正人寿保険、アリスト、オイローパ、ワルタ、タイライフ、スタンコープ

11. 個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」およびその他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の策定する「損

害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢の整備に取り組んでいます。具体的には、「個人情報の保護に関する基本方針」を策定するとともに、当社ホームページでこれを開示しています。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を行なうなど、全社的な取組みを推進しています。

【個人情報の保護に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、当社といいます)は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人情報等といいます)を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

1. 取組方針

当社は、個人情報等の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。

当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報等の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報等の管理態勢の改善に努めます。

当社は、お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。

当社は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守いたします。

2. 個人情報の定義

当社では、個人情報を個人に関する情報で次のいずれかに該当するものと定義しています。

- (1) 当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるもの
- (2) 個人識別符号(当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして関係法令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいいます)が含まれるもの

3. 個人情報等の種類

保険契約の締結等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいており、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。

また、お手続きの内容により、個人番号をご提供いただく場合があります。個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法といいます)等に従い、厳格な安全管理措置を設けております。

4. 個人情報等の取得方法

主に申込書・契約書・アンケートにより、個人情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をご提供いただく場合があります。個人情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。

また、各種お問い合わせ、ご相談およびお手続き等に際して、お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあります。また、当社窓口などの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。

5. 個人情報等の利用目的

当社は、個人情報を、必要に応じ、以下の目的および下記「7.」に掲げる目的(以下、利用目的といいます)で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理(※)
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、個人番号については、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

- ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
- ・報酬、料金等の法定調書の作成・提出に関する事務
- ・その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社ホームページ等により公表します。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(※) 当社が提供する各種商品・サービスの詳細は当社ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)、個人情報の利用目的において、関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「関連会社一覧」(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

6. 個人情報等の提供

個人データは、以下の場合において、必要な範囲で外部に提供することがあります。

- ・あらかじめお客さまの同意がある場合
- ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・「7.(1)」に基づき関連する会社との間で共同利用を行なう場合
- ・「7.(2)」に基づき損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合
- ・「7.(3)」に基づき国土交通省との間で共同利用を行なう場合

ただし、特定個人情報については、個人番号利用事務実施者への提出、特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託を行なう場合等、番号法で認められた場合を除き、外部に提供いたしません。

なお、当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得たうえで、第三者に個人データを提供することがあります。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

7. 共同利用

当社は、経営管理や各種リスク管理を実施するとともに、関連する会社等の連携を強化することで、より附加価値の高い金融商品やサービスをご提供し、お客さまのお役に立ちたいと考えております。

このため、下記の範囲内で、個人データの共同利用を行ないます。

(1) 関連する会社(※)

当社および関連する会社は、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ①個人データの項目：お名前、生年月日、ご住所、ご連絡先および、ご契約内容、保険事故に関する内容などの取引内容など

②共同利用者の範囲

明治安田生命および明治安田生命の子会社・子法人等

③利用目的

- ・経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
- ・商品・サービスの案内・提供、お取引の維持管理および商品・サービスの充実
- ・その他上記に関連・付随する業務

④管理責任者：当社

(※) 関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「関連会社一覧」(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

(2) 損害保険会社等**①損保業界の情報交換制度**

当社は、各種保険契約の締結または保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データ（項目は「7.(1)①」と同じ）を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

②代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者にかかる個人データ（項目は「7.(1)①」と同じ）を共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報にかかる個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(3) 国土交通省

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し、契約の締結確認のはがきを送付するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報（項目は「7.(1)①」と同じ）を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp/>)をご覧ください。

8. 個人情報等の取扱いの委託

当社は、当社内、関連する会社（※）と当社間等の配達、各種保険契約の締結、ご継続・維持管理、保険金等のお支払いにかかる事務・付随する業務、各種サービスのご案内・提供にかかる業務、個人情報等を取り扱う情報システムの保守等の業務、個人番号関係事務にかかる業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報等の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

(※) 個人情報等の取扱いの委託において、関連する会社については明治安田生命保険相互会社のホームページ「関連会社一覧」(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

9. 個人情報等の開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データ等に関する事項の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去に関するご請求については、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載する「お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行ない、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行なった結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人情報等の管理

個人データ、個人番号および特定個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、個人データ、個人番号および特定個人情報への不正なアクセス、紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。

また、当社では個人データ、個人番号および特定個人情報の保護・管理強化に向け、情報管理を統括する部署および「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取組みを推進しております。

11. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、保健医療等の「機微(センシティブ)情報」については、保険業法施行規則第53条の10に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

※お客さまの身体・健康状態に関する情報の取扱いについて

お客さまの身体・健康状態に関する情報は、とくに保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、取得した情報は、保険契約の締結、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。

保険業法施行規則第53条の10

保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

12. 個人情報等に関するお客さまからのお申し出

お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。

13. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し

本方針は、適切な個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。

【お問い合わせ窓口】

当社は、個人情報等の取扱いに関するご照会・ご相談、苦情に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報等の取扱いや、保有個人データ等に関するご照会・ご相談、苦情および安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

・明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

所在地：〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-11-1

フリーダイヤル：0120-255-400

(平日9:00～17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会に加盟しています。同協会では、加盟店の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けています。

<お問い合わせ先>

・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地：〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

受付日時：月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く)の9:00～17:00

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/>

【録音・録画について】

お客様とのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただくことがあります。

また、当社窓口などの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

7 リスク管理体制

○リスク管理方針

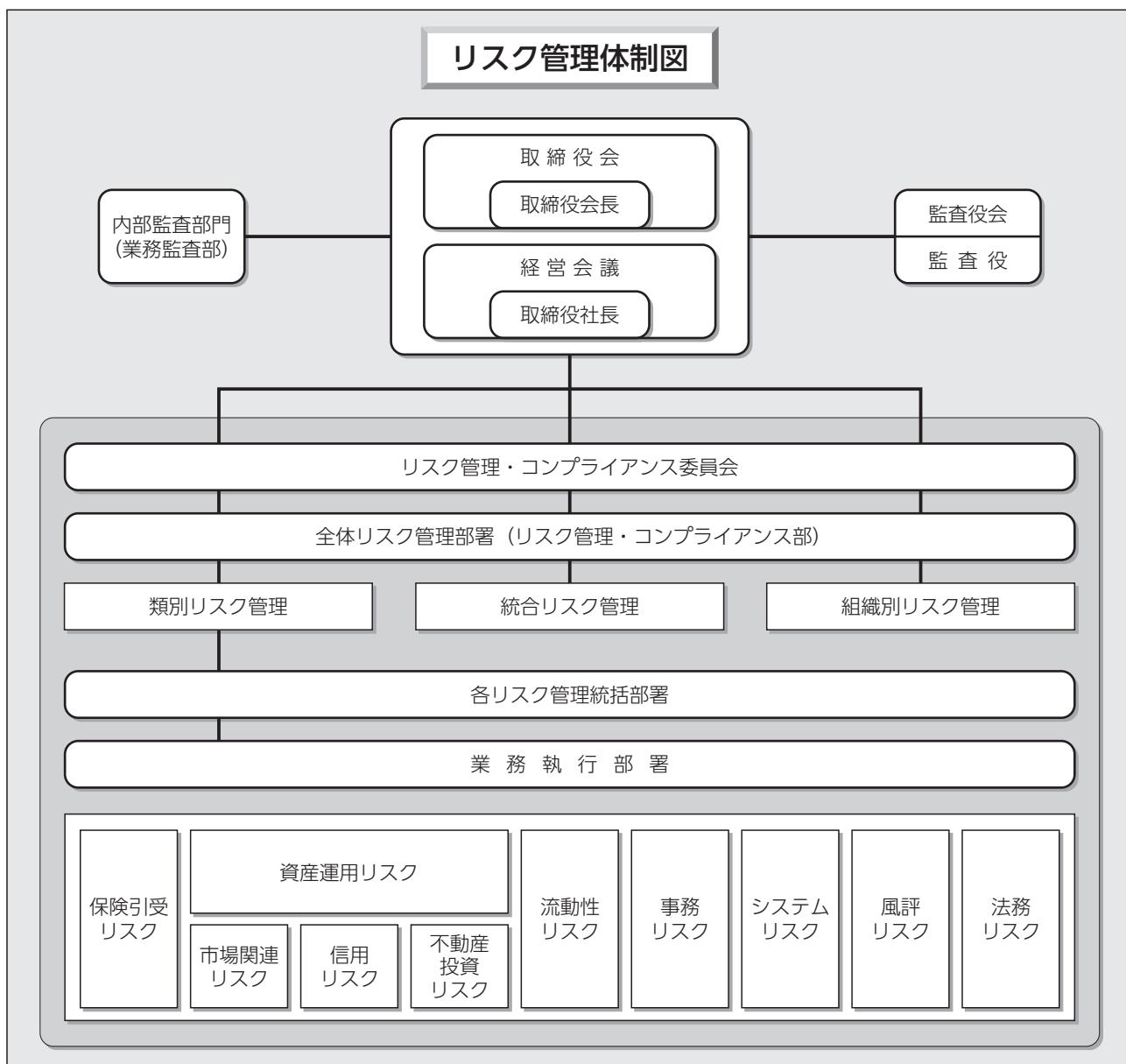
損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が経営の重要課題となっています。

こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを重要な経営課題と位置づけ、明治安田生命が構築したグループ全体のリスク管理態勢を遵守し、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めています。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

○リスク管理体制

当社では、各リスクを管理する統括部署、リスク全般を統括管理する全体リスク管理部署を定めています。また「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しています。

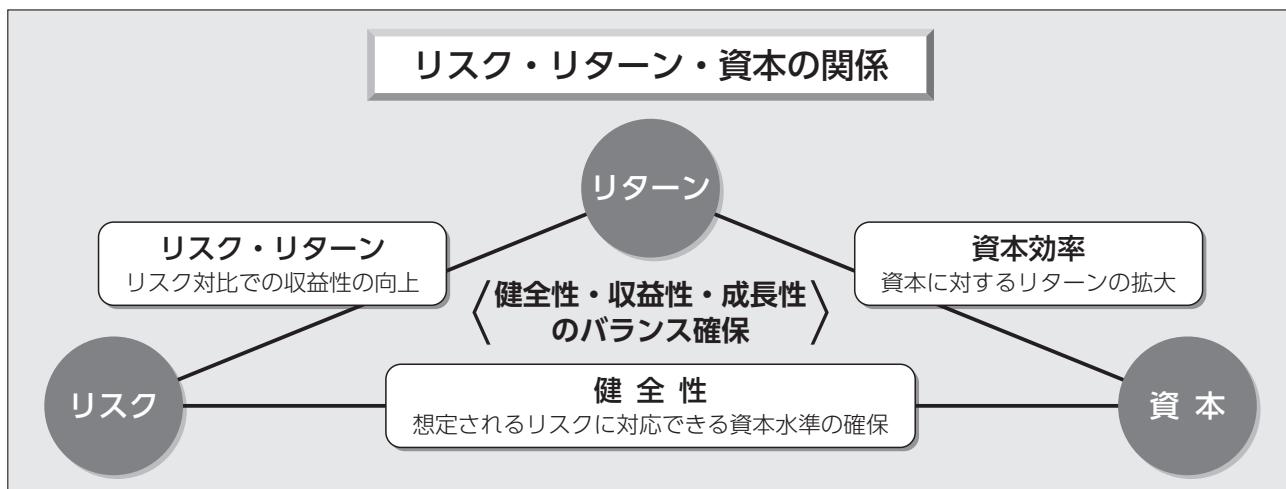


8 | ERMの推進

○ERMとは

ERM (Enterprise Risk Management) とは、「リスク」「利益(リターン)」「資本」をバランスよくコントロールのうえ、健全性を確保しつつ、適切なリスクテイク(リスクを取ること)とリスクに見合う収益を確保することにより、会社の成長をめざす経営管理をいいます。

保険会社はERMの高度化を通じ、将来にわたって保険金を確実に支払えるよう充実した資本を保つとともに、保険契約者や株主に対して適切に利益を還元するために、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上を図ることが求められています。



○当社の取組み

当社は、明治安田生命グループの損害保険事業を担う子会社として、親会社である明治安田生命の経営戦略やグループ戦略に沿った運営を推進するなかで、ERM態勢の整備・高度化に取り組んでいます。

具体的には、当社の特色である「企業・団体のお客さま向けに特化した事業モデル」を前提に、リスク・リターン・資本をバランスよくコントロールのうえ、将来に向けて安定的な収益の確保と健全性の維持・向上の実現をめざす、基本的な枠組み(リスクアペタイト・フレームワーク)やリスクの選好(リスクアペタイト)等を定めた「ERM基本方針」、ERMの体制や方法、リスクアペタイトの設定・管理プロセス等を定めた「ERM規程」を制定しています。

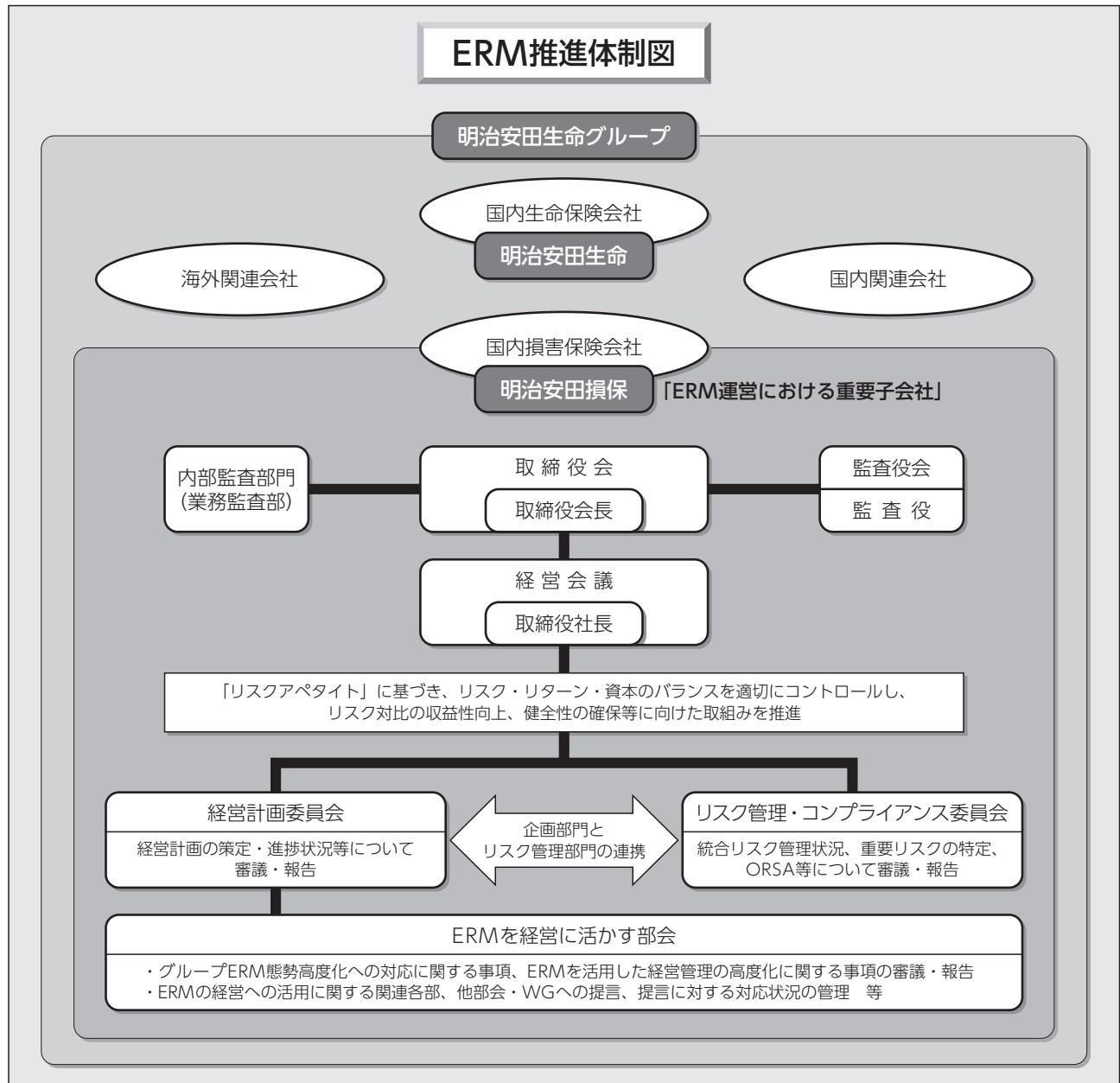
また、会社経営に与える影響の大きい重要リスクについて、重点的に管理を行なう仕組みを構築し、リスク管理・コンプライアンス委員会において、統合リスクの管理状況や重要リスクの特定、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA: Own

Risk and Solvency Assessment)等について審議・報告しています。

あわせて、「経営計画委員会」の傘下に「ERMを経営に活かす部会」を設置し、グループERM態勢高度化への対応やERMを活用した経営管理の高度化等について審議・報告しています。

これらを通じ、企画部門とリスク管理部門との連携を図り、ERMを推進しています。

2017年度からスタートした第5次中期経営計画(3ヵ年)においては、重点的な実施事項の一つとして「ERMの経営への活用を含む経営管理態勢はじめ各種管理態勢の高度化を通じた、経営品質のいっそうの向上」を掲げ、リスク・リターン・資本のバランスを適切にコントロールしつつ、リスク対比の収益性向上、健全性の確保等に向けて、ERMの経営への活用を推進いたします。また、明治安田生命グループにおける自己資本の有効活用とERM態勢の強化の観点から、減資により自己資本の適正化を実施するなど、当社の位置づけや役割等をふまえ、環境変化に即応した新しい事業・取組みを行なってまいります。



○ 統合リスク管理への取組み

当社では、会社の経営理念等の実現に向け、重要なリスクを総体的に把握し、事業全体としてリスク管理を行なう観点から、全体リスク管理部署がそれぞれのリスクの特性に応じて、定量的あるいは定性的にリスクを把握・評価したうえで、その状況につき「リスク管理・コンプライアンス委員会」等に報告しています。また、「リスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書」を作成し、経営会議等に報告するとともに、大規模震災を想定したストレステストを定期的に行ない、当社の資産や保険金のお支払いに与える影響等を分析

しています。さらに、統合リスク管理の精度向上に向けて、継続的な検討・研究を行ない、統合リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

○ リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

(1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをい

います。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。あわせて保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

【再保険の方針】

出再については、お引き受けした契約に係るリスクを調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法に基づくリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施しています。

受再については、リスクを精査して慎重な判断のもとに引受を行なっています。

(注) 再保険のしくみについては、42ページをご参照ください。

(2) 資産運用リスク

A. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として取引ができなかつたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたっては、運用資産の残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することにより損失を一定範囲に収めるよう努めています。さらに、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステストを定期的に行なっています。具体的には、過去の経済危機等の相場急変時や地政学リスク等、市場環境見通しのなかで想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現在保有している運用資産ではどの程度の損失

額が発生するかを試算し検証しています。

イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行なうとともに、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう努めています。とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっています。

ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社の資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、お客さままたは当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ルール等に関するマニュアル等の整備を行な

うとともに、所属部署における自己点検や業務監査部による内部監査等を通じ、事務の改善、事務水準の向上に努めています。なお、事務リスクを含む各種リスクの縮減等を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」のもとに「見える化部会」を設置し、業務プロセスの検証ならびに業務プロセス上想定されるリスクの顕在化と対応策の検討を行なっています。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さままたは当社が損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に利用されることにより、お客さままたは当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、「システムリスク管理規程」や「個人データ等安全管理措置基準」等を定め、リスクの低減に努めています。

また、「システム停止時対応細則」を定め、大規模地震等の広域災害やサイバー攻撃などによる不測の事態に対応できるよう態勢整備を行なっています。

(6) 風評リスク

風評リスクとは、当社または損害保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ・インターネット等の媒体を通じお客さまや社会に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社および明治安田生命グループが損失

を被るリスクをいいます。

当社では、インターネット・新聞・雑誌等の媒体を通じて風評情報を把握し、その風評情報が当社の業績に悪影響を及ぼす懸念があると判断した場合には、風評リスクを軽減・回避するために、迅速かつ的確に対応できるよう態勢整備を行なっています。

(7) 法務リスク

法務リスクとは、当社が法令に抵触することにより、法令上の責任を問われること、または当社が合理的な理由なく会社にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、法務リスクがあらゆる業務において潜在するとの認識のもと、法務リスクの発生防止を図るとともに、法務リスクの発生時には、損失を最小に抑えるよう態勢整備を行なっています。

○組織別リスク管理への取組み

当社では、リスクを種類ごとに管理するとともに、各組織においても管理する体制となっています。各組織の基本的役割の遂行を阻害する要因を組織別リスクとして洗い出し、各組織において、この組織別リスクに対する対応策を策定、実施することにより、リスクの軽減、未然・再発防止を図っています。

9 資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としています。運用資産は主に有

価証券であり、国内の公社債による運用を基本としつつ、運用収益向上を企図して投資信託による運用も行なっています。

10 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は2018年度末時点において、平成10年大蔵省告示第231号に基づき行なわれる第三分野保険のストレステストの対象となる契約を有しておりません。

11 お客さまサービス

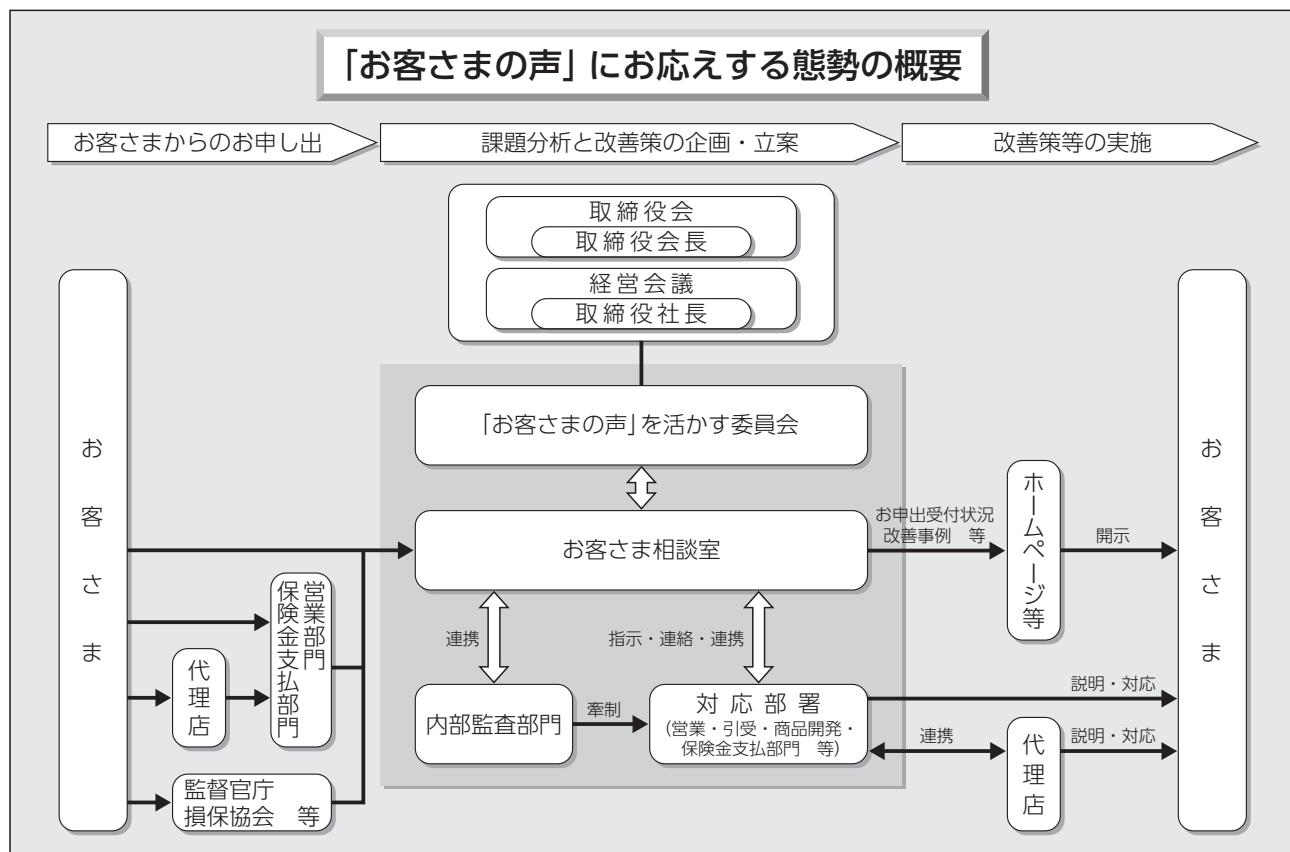
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上

当社では、お客さま視点に立った業務運営を経営上の重要な位置づけとしています。そして、さまざまな「お客さまの声」の把握を行なうことで各種サービス等の改善に向けた取組みを行なっています。

(1) 「お客さまの声」にお応えする態勢について

当社では、保険契約者および一般消費者からの損害保険全般に関するご質問・ご相談にお応えできるよう「お客さま相談室」を設置しています。

お受けしたお客さまからのお申し出につきましては、お客さま相談室で一元管理し、重要なものについては、経営会議等に報告するとともに、業務改善課題として商品・サービスの改善に活かすよう努めています。



〈お電話による相談窓口〉

お客さま相談室

0120-255-400

(平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

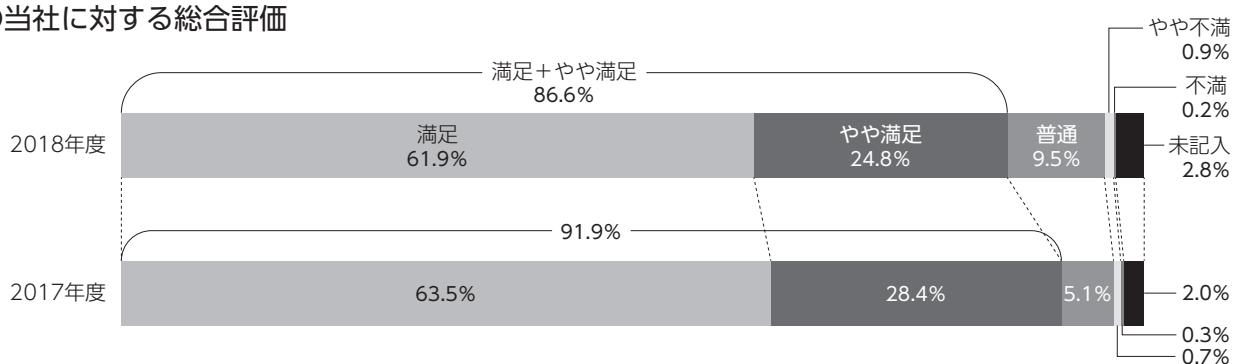
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

(2) お客さまアンケートの実施

ア. 企業・団体向けアンケート

当社では、企業・団体のお客さま(ご契約者)からご意見・ご要望を伺う「お客さまアンケート」を毎年実施しています。2018年度も引き続き、当社の商品・サービス等についての総合的な満足度を伺いました。

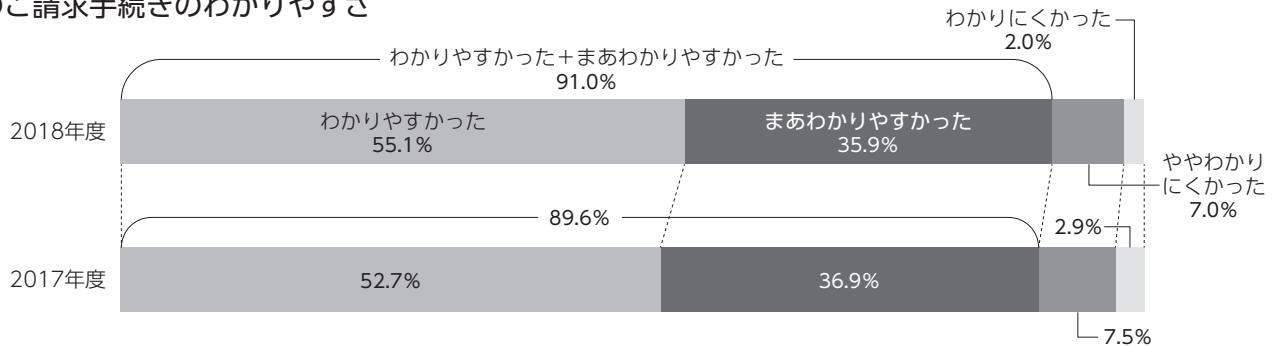
●当社に対する総合評価



イ. 保険金ご請求者向けアンケート

当社では、任意加入型団体損害保険の保険金をお支払いした方を対象として、お客さまサービスに対する満足度の調査とご意見聴取を目的とした「保険金ご請求手続きに関するアンケート」を実施しています。2018年度も引き続き、ご請求手続きのわかりやすさについて伺いました。

●ご請求手続きのわかりやすさ



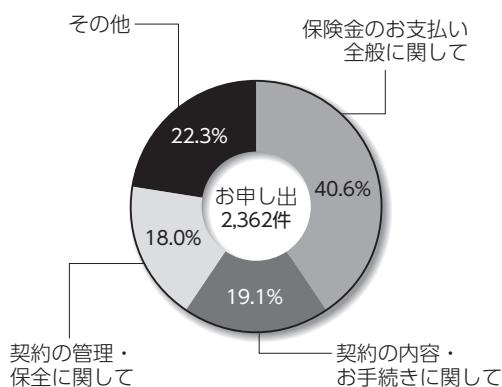
*上記のアンケートの数字は、当社のお客さま志向の業務運営方針の定着度合いを評価する指標(KPI)として使用しています。

(3) お客さまからお申し出のあった苦情等受付状況

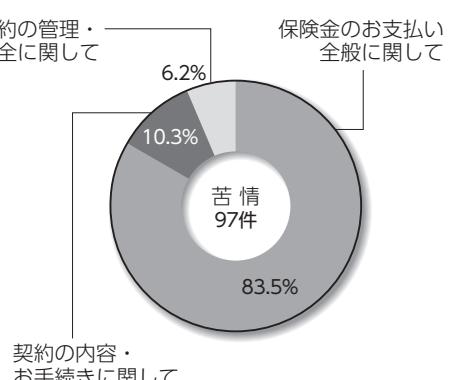
2018年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総数は2,362件(うち苦情は97件、感謝の声は50件)でした。

●お申し出・苦情内容の分類

①お申し出内容の分類



②苦情内容の分類



(4) 「お客さまの声」の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィードバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しています。

2018年度中に、苦情等「お客さまの声」から取り組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまのお申し出事例	改善取組み
なるべく早く保険金の支払いをしていただきたい。	傷害保険・医療保険の保険金支払ワークフローシステムを改定し、2018年4月より機械で自動査定する対象を拡大いたしました。これによりお支払いの迅速性等が向上しました。 引き続き、支払事務フローの改善等を行ない、より一層、お支払いの迅速化に努めます。

2. 情報開示

○ホームページ

会社情報、商品・サービスの内容、決算情報などさまざまな情報をわかりやすく提供しています。

ホームページ：

<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

○ディスクロージャー資料

ステークホルダーのみなさまに当社の事業活動等についてご理解いただくために、毎年ディスクロージャー資料「明治安田損害保険の現状」を作成しています。

3. 旧会社におけるご契約について

当社は、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社においてご加入いただいたおりましたご契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けします。また、事故にあわれたお客さまへの損害サービスに関しましては、完了まで継続して、当社にて万全な対応を行なうよう努めています。

【手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求める上で当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が困難な場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

0570-022808

IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。(受付時間: 平日の9:15~17:00)

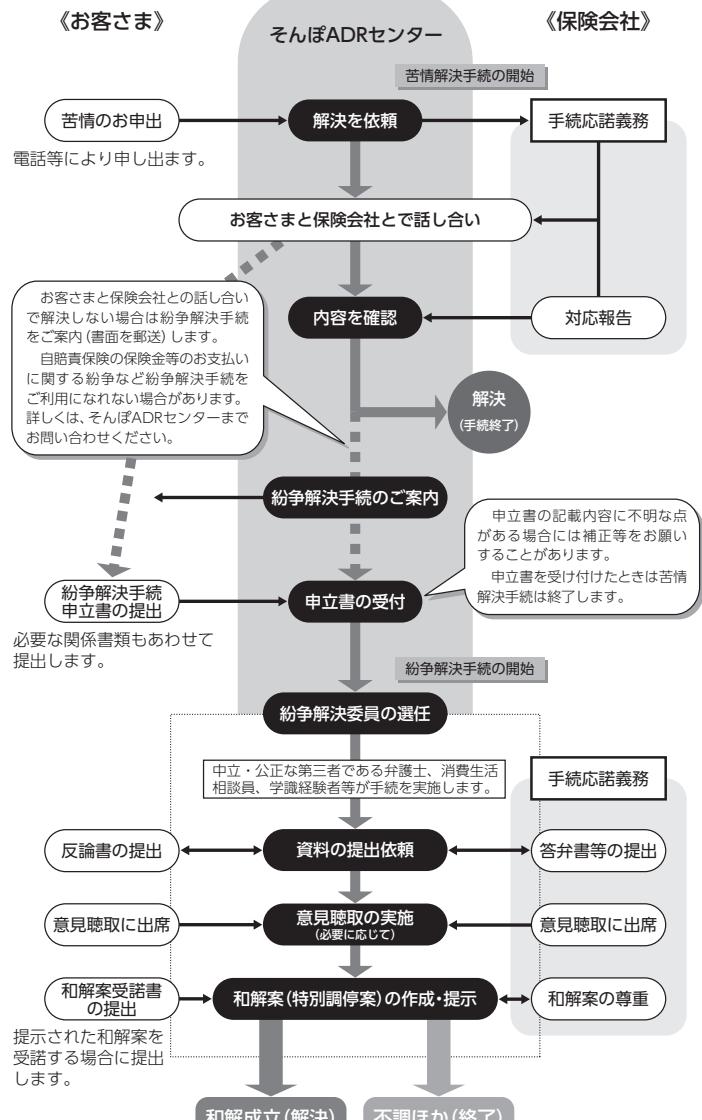
名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



【「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関】

「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行ないます。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行なう機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行なうほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることができます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

12 | 社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会(以下、「損保協会」)の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

(1) 交通安全対策



ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

イ. 交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバー・歩行者・自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行なっています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。また、映像コンテンツの公開や、反射材の着用促進など、事故防止の取組みを推進しています。

④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行なっています。



(2) 防災・自然災害対策

ア. 地域の安全意識の啓発

①小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

イ. 地域の防災力・消防力強化への取組み

①軽消防自動車等の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型ポンプ付軽消防自動車等を全国の自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共に防火標語の募集を行なっています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



(3) 犯罪防止対策

ア. 盗難防止の日（10月7日）の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが自動車盗難防止啓発チラシおよびノベルティを配布し、自動車盗難防止対策の必要性を訴えています。

イ. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

ウ. 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行なっています。

工. 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



(4) 環境問題への取組み

ア. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

イ. 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO₂の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやYouTube（ユーチューブ）に公開しています。

ウ. エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、ビデオクリップ（DVD）とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

工. 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。



(5) 保険金不正請求防止に向けた取組み

ア. 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

イ. 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪※であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

ウ. 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTube(ユーチューブ)に公開しています。

【地震保険の普及・啓発】

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。2017年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入しています。

地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界

の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

商品・サービスについて

1 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険(一定の偶然の事故)に備えて、同じ種類の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故にあわれた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業などをさまざまな災害や危険から守り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はそれに応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、

契約締結の証として、保険証券を作成し交付します。保険証券には保険の対象、補償される事故、保険金額、保険期間等を記載しています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機などの巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは困難です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、逆に再保険を引き受けたり(受再)しています。これにより、毎年の損害率の安定(事業成績の安定)と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しています。

なお、出再先の選定にあたっては、出再先の財務健全性を最重視しており、受再契約についても慎重な判断のもとに引受を行なっています。

2 約款

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者等の権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約

の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特約」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書等にも具体的に記載していますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特約の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特約」

等に記載しています。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』^{*1}、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』^{*2}について記載し、お客さまへご説明しています。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しています。

^{*1} 「契約概要」：商品の仕組み、基本となる補償、特約の概要、保険金額の設定、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料の決定の仕組み、保険料の払込方法、解約返戻(へんれい)金など

^{*2} 「注意喚起情報」：基本となる補償、保険期間および補償の開始・終了時期、保険料の払込方法、保険料の払込猶予期間等、告知義務・通知義務等、クーリング・オフ、解約返戻(へんれい)金など

3 保険料

1. 保険料の収受・返戻（へんれい）

お払込みいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定められた時期までに保険料のお払込みがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意いただく必要があります。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料を保険契約者にお返しします。ただし、保険契約が失効した場合に保険料をお返しできないときもありますので、約款をご確認ください。

積立保険では、満期を迎えた保険契約者に対して、契約時に定めた満期返戻(へんれい)金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当金を計算してお支払いすることとしています。

2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- (1)「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率(地震保険、自動車損害賠償責任保険)
- (2)損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率(参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です)を基礎とし、当社で算出した付加保険料率(保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分の保険料率です)をあわせた保険料率(火災保険および傷害保険の大部分)
- (3)当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率(賠償責任保険等)

4 | 保険募集

○保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、(1) 損害保険会社の役員もしくは使用人、(2) 損害保険代理店(以下、「代理店」といいます)またはその役員もしくは使用人によって行なわれます(現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです)。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結の代理または媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約にあたっては、当社または当社の代理店にお申込みいただきます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただきます。当社では、お引受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときには、保険金をお支払いできないことがあります。

(1) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまの意向を把握し、お客さまの意向に沿った保険契約の提案と内容の説明をより丁寧に行ない、ご契約をお申込みいただく保険商品がお客さまのニーズに合った内容であることを、ご契約締結前にお客さまご自身にご確認いただく手続きを実施しています。

具体的には、「意向確認書兼契約内容確認書」を通じ、「商品概要または付保目的と意向が合致していることの確認」、「補償の内容、特約の内容、保険金額の確認」、「契約が意向に沿っていることの確認」の手続きを実施しています。

お客さまにはこの「確認手続き」に際し、お時間をいただくことになりますが、ご協力をよろしくお願いします。

(2) クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、次とおりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なうことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は保険契約者にお返しします。

- ・ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、所定の要件を満たしていることを前提に、クーリング・オフを行なうことができます。
- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに必ず郵送にてご通知ください。

(3) ご契約後にご留意いただきたいこと

ご契約後において、告知した内容のうち特定の事項^{*}に変更が生じた場合には、当社にご通知ください。ご通知のない場合には、ご契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

*ご契約時にご確認いただいている「重要事項説明書」に記載の、当社へのご通知を必要としている事項。

5 | 保険金のお支払い

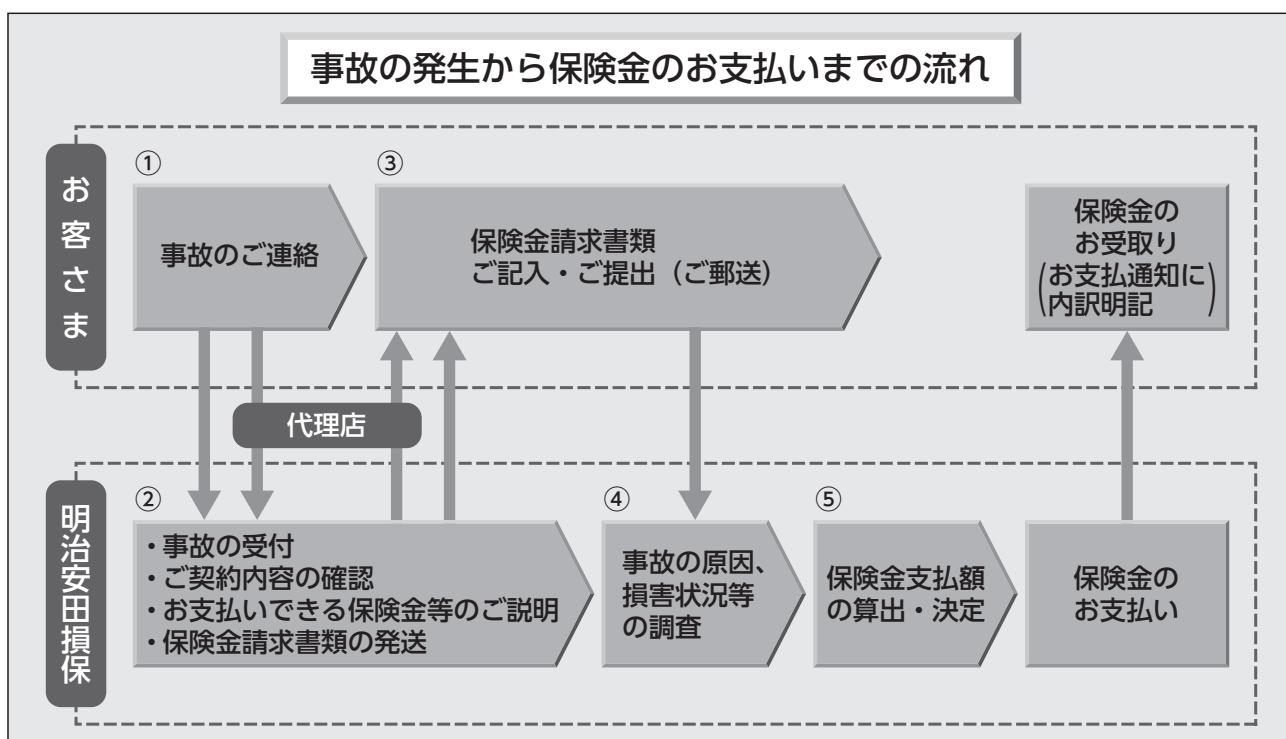
1. 保険金のお支払いのしくみ

当社では、お客様が事故にあわれた場合、保険金請求にかかるアドバイスを適切に実施し、「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いに努めています。

傷害保険、所得補償保険、医療保険については「保険金支払ワークフローシステム」により、ご提出いただいた事故連絡票、請求書、診断書等の保

険金請求書類をすべてスキャニングし、画像により保険金支払業務を行なっています。本システムにより保険金のお支払いを迅速化し、さらなるお客様満足度の向上に努めています。

また、災害時等の支払業務継続態勢の高度化の観点から、損害サービス部大阪損害サービスグループを設置しています。



①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要などを当社または代理店へご連絡いただきます。

②事故の受付と保険金請求のご案内

事故のご連絡を受け付け、ご契約の内容・条件などを確認したうえ、お支払いできる可能性のある保険金、お手続きの流れ等をご案内します。

③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、当社へご提出いただきます。

なお、必要書類のご提出のないお客様には、当社より定期的に書類提出をご案内しています。

④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ないます。事故の内容によっては、お客様の同意を得たうえで、専門の鑑定人による事故原因・損害状況の確認や、医療機関への治療経過の照会などを行なう場合があります。

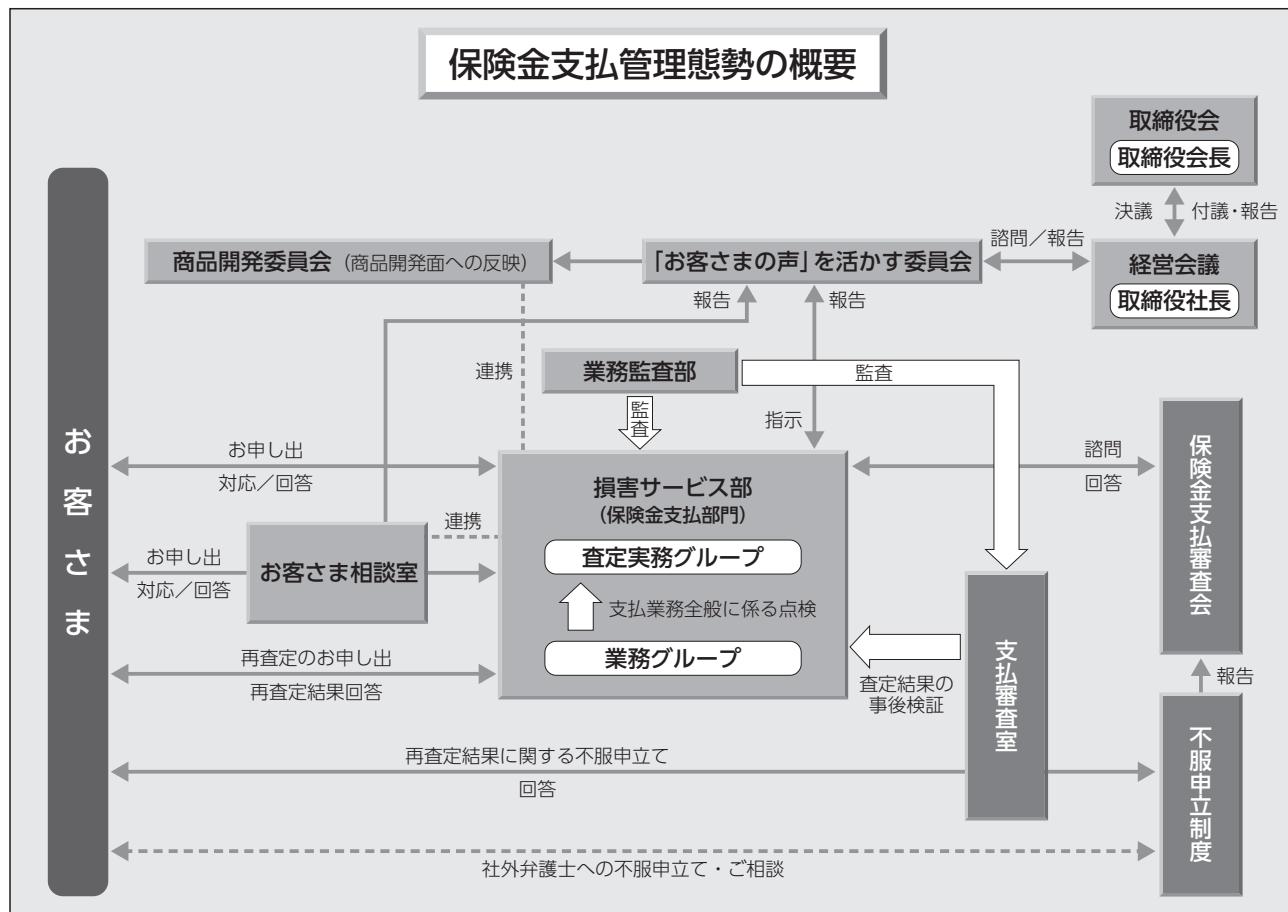
⑤保険金支払額の算出と保険金のお支払い

上記の調査結果に基づき、保険金額を算出しお支払いします。

また、お支払内容につきましては、お支払通知にてご案内しています。

2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、「支払審査室」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置するなど、公平・公正な保険金支払管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性の確保に努めています。



○支払審査室

保険金支払部門から独立した組織として、保険金支払部門の査定判断の適切性をはじめ、お客様の声・視点をふまえた保険金支払業務の事後検証を行なう「支払審査室」をリスク管理・コンプライアンス部内に設置しています。

○保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合などの査定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の適切性を検証する「保険金支払審査会」を設置しています。

同審査会は、社内における保険金支払部門以外のメンバーおよび社外弁護士を交え、保険金支払部門以外の視点や、社外の第三者の視点で査定判断の適切性を検証しています。

○保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出（再査定結果に関し、当社のご説明ではご納得いただけない場合）について、お客様が直接、社外弁護士に申し立てができる「保険金支払に関する不服申立制度」を設けています。

不服のお申し出があった場合は、社外弁護士が、社外の第三者の立場でお客さまの相談を受け、査定結果ならびにお申し出内容の相違点を法令・約款に照らして法的観点から整理し、論点をご説明するとともに、必要に応じて当社に再査定を要請します。

6 | 取扱商品

1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに、以下の福利厚生制度関連商品およびリスクソリューション®型商品等をご提供しています。

ここでは各商品の概要をご説明しています。保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標登録番号：4629633号）を行なっています。

(1) 福利厚生制度関連商品

ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上災害により被った身体の障害について、事業主が法定外補償規定や法律上の損害賠償責任に基づいて従業員・所属員またはその遺族に対して補償金・賠償金等を支払う場合に、その費用・損害について被保険者（事業主）に保険金をお支払いする保険です。大きく分けて二つの補償があります。



①法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

②使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険や災害補償規定などからの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について保険金をお支払いします。

イ. 団体傷害保険

①全員加入型団体傷害保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担し、従業員や所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実させること

担し、急激かつ偶然な外来の事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする団体保険です。従業員・所属員の福利厚生の充実を図るため、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規定に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いすることもできます。

②任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする自助努力制度を運営するための団体保険です。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができ、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

ウ. 団体長期障害所得補償保険

①全員加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担し、従業員や所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実させること



ができます。

②任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力制度を運営するための団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合に限定することもできます。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

工. 団体医療保険（任意加入型）

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族がケガや病気により入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金等をお支払いする自助努力制度を運営するための団体保険です。加入者が保険料を負担する自助努力型の制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

（2）リスクソリューション[®]型商品

ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産などによって生じる貸倒れ損失について保険金をお支払いします。包括的に取引先すべてを対象とすることも、特定事業部の取引先に絞ることも可能です。また、「輸出取引信用保険」においては、輸出取引に基づく売掛債権を対象とすることができます。

イ. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）

会社役員が、その業務遂行のために行った行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損



害に対して保険金をお支払いします。

ウ. 企業犯罪補償保険

（販売名称：クライムガード）

従業員や第三者の犯罪行為等により会社が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、金融機関向けに、インターネットバンキング不正使用に係る被害に対して金融機関が規定等によりその損害を補償した場合に限定した契約も可能です。

（3）その他の主な取扱商品

ア. 企業財物の保険

①普通火災保険（一般物件用）

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、残存物の取片づけ費用（清掃費用等のあと片づけ費用）および損害防止費用等について保険金をお支払いします。

②店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建物内の動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾・労働争議、盜難、水災などによる損害について保険金をお支払いします。

③建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる不測かつ突発的な事故によって、工事の対象、工事用材料等に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

④機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電気的事故・物体の落下など不測かつ突発的な事故によって、機械設備に損害が生じた場合、その修理費や再取得費用について保険金をお支払いします。

イ. 賠償責任の保険

①施設所有（管理）者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の

損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

②生産物賠償責任保険

生産、販売した物(生産物)が他人に引き渡された後、または行なった仕事が終了した後、その生産物または仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

③請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、または請負作業を行なうために所有、使用、管

理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

ウ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%～50%に相当する額の範囲内で地震保険金額(他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります)を設定します。

2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、2005年4月以降実施した主な商品(特約を含む)の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況
2005年	4月	地震保険長期係数の改定
	7月	労働災害総合保険「業務外補償費用担保特約」等の発売
	11月	医療保険「疾病入院支援特約」「疾病入院初期費用特約」等の発売
2006年	8月	傷害保険「地方公務員賠償責任担保特約」の発売
	10月	火災保険の商品・料率改定
2007年	4月	火災保険長期係数の改定
	10月	傷害保険の商品・料率改定
		地震保険の料率改定
2010年	1月	火災保険・地震保険の商品・料率改定
	4月	傷害保険・新種保険等の商品改定
	10月	傷害保険の料率改定
2011年	4月	輸出取引信用保険の発売
2012年	4月	団体長期障害所得補償保険の商品改定
	10月	特定3疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償保険の商品改定
2013年	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定(暴力団排除条項の導入)
		傷害保険の商品・料率改定
2014年	7月	地震保険の料率改定
2015年	1月	企業犯罪補償保険(販売名称: クライムガード)新特約の発売
	10月	火災保険の料率改定
2016年	4月	取引信用保険の商品改定
		会社役員賠償責任保険の商品改定
2017年	1月	地震保険の商品・料率改定
2018年	5月	会社役員賠償責任保険・企業犯罪補償保険の商品改定
2019年	1月	地震保険の料率改定

3. リスクソリューション®サービス

企業は、自らを取り巻くリスクを管理し(リスクマネジメント)、これらのリスクが顕在化しないよう予防・排除の対策を講じ(リスクコントロール)、残ったリスクに対しては、保険等による外部へのリスク移転や、積立金や準備金等によるリスク保有で対応します(リスクファイナンス)。

当社では、リスクマネジメントによる「保険へのリスク移転」の手法を一步進めた「リスクソリューション®」^{*1}というサービス・コンセプトを日本においていち早く打ち出し、専門部署を設置するとともに、企業のリスク課題に対し、コンサルティングを含む保険商品・サービスのご提供を通じてソリューション(解決策)をご提供しています。

現在、当社独自のリスクソリューション®型商品として、信用リスク分野の課題に対し、法人のお客さまの与信管理の充実に役立つ「取引信用保険」や「輸出取引信用保険」を、オペレーショナルリスク分野の課題に対し、経営者のみなさまの賠償責任リスクに対応する「会社役員賠償責任保険(D&O保険)」、金融機関向けにインターネットバンキング不正使用に係る被害等を補償する「企業犯罪補償保険(販売名称: クライムガード)」等を、販売しています。^{*2}

^{*1} 「リスクソリューション®」は明治安田損害保険の登録商標です(商標登録番号:4629633号)。

^{*2} 商品内容については、48ページをご参照ください。

4. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客様のニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供するなど、お客様と保険会社を結ぶ重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付ならびに保険証券の交付
- ・保険の対象の調査

- ・保険契約の維持・管理に関する事項
- ・保険契約の満期更改業務 等

5. 損害保険代理店制度および募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められています。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、各損害保険会社が独自の制度を運営しています。

当社においては、企業・団体のお客さまに最適な商品と最優のサービスを提供するために、代理店の高度な業務能力と保険募集における適正な業務遂行を確保するため、以下の代理店教育・管理・指導を行なっています。

<代理店登録>

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「損害保険会社の役員もしくは使用人」と「損害保険代理店またはその役員もしくは使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員もしくは使用人として保険の募集に従事する者は、内閣総理大臣に届け出る必要があります。

<代理店教育>

当社の代理店教育は、お客様のさまざまなニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を主眼としています。損害保険代理店資格試験制度を通じた代理店の知識レベルの確保と向上、各種の情報提供や代理店商品教育・研修の施策を通じた募集コンプライアンス、商品・引受知識、事務・事故対応サポートなど、業務対応力のいっそうの向上をめざして教育を行なっています。

なお、一般社団法人日本損害保険協会が実施している「損害保険募集人一般試験」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなどに関する「基礎

単位」と、「自動車保険」、「火災保険」、「傷害疾病保険」に関する商品単位(3単位)により構成されており、各単位は5年ごとの更新制となっています。各社は業界自主ルールとして、「基礎単位」の合格を保険募集のための要件(登録・届出要件)としており、自動車保険、火災保険または傷害疾病保険に関する商品説明(概要を含む)、意向確認または契約締結のいずれかを行なおうとする募集人は、その取扱種目に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取扱いができないこととしています。当社においても、各募集人の資格取得・資格更新状況を管理しており、無資格募集等が発生しないよう、ルールを遵守した取組みを行なっています。また、「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップをめざす仕組みとして「損害保険大学課程」を実施しています。

<代理店管理>

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損なうことがないよう、適正な代理店業務が行なわれることを目的としています。契約内容・契約取扱状況確認等を通じた適切な代理店管理を行なうとともに、担当者による代理店監査・点検フォローの実施を通じた代理店業務のモニタリングを行なっています。

<代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に立ち、適切な保険販売が行なわれることを目的として実施しています。商品引受業務、募集コンプライアンス、事務取扱い等に関する指導を通じ、適切な代理店業務の定着化を図るとともに、保険募集のさらなる適正化を推進するため、代理店に対する個別指導を行なっています。

<代理店WEBシステムについて>

当社では、代理店の利便性向上をめざすとともに、タイムリーな情報提供等を通じた、より的確な代理店管理・教育・指導の実現に向け、代理店WEBシステム(呼称「MYG(ミグ)ネット」)を運営しています。

これにより、代理店への各種情報提供は、個社確認テスト(商品編・コンプライアンス編)、監査

に伴う連絡も含め、WEB上で実施しています。

当社では、このMYGネットを活用することで、今後もより実効性のある代理店体制整備を図つてまいります。

<代理店数>

2019年3月31日現在、当社の委託代理店は503店です。

業績データ

«事業の概況»

1 保険の引受

1. 保険料・従業員一人当たり保険料

(1) 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	360	2.4		378	2.5	363	2.4
海 上	53	0.3		49	0.3	54	0.4
傷 害	11,971	78.5		12,045	79.1	11,915	79.4
自 動 車	1	0.0		1	0.0	1	0.0
自動車損害賠償責任	856	5.6		807	5.3	731	4.9
そ の 他	2,015	13.2		1,949	12.8	1,940	12.9
合 計	15,259	100.0		15,231	100.0	15,007	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

(2) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	584	3.8		585	3.8	543	3.5
海 上	3	0.0		4	0.0	5	0.0
傷 害	12,242	79.0		12,323	79.6	12,215	79.8
自 動 車	—	—		—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	2,666	17.2		2,571	16.6	2,553	16.7
合 計	15,496	100.0		15,485	100.0	15,317	100.0
うち収入積立保険料	1	0.0		0	0.0	0	0.0
従業員一人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	79			74		71	

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です(積立保険の積立保険料部分を含みます)。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = $\frac{\text{元受正味保険料(含む収入積立保険料)}}{\text{従業員数}}$

2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

(1) 受再正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		9	0.9	22	2.3	40	4.4
海 上		56	5.5	50	5.2	55	6.0
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		1	0.2	1	0.2	1	0.2
自動車損害賠償責任		856	84.0	807	82.5	731	79.8
そ の 他		95	9.4	96	9.8	88	9.6
合 計		1,019	100.0	978	100.0	916	100.0

(2) 支払再保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		232	18.5	229	18.6	220	17.9
海 上		6	0.5	5	0.4	6	0.5
傷 害		270	21.6	278	22.6	300	24.5
自 動 車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		746	59.4	717	58.3	700	57.1
合 計		1,256	100.0	1,231	100.0	1,226	100.0

3. 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		8	—	13	—	27	—
海 上		3	—	4	—	5	—
傷 害		19	—	17	—	25	—
自 動 車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		24	—	24	—	23	—
そ の 他		17	—	15	—	17	—
合 計		72	—	75	—	100	—

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額を表示しております。

4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

(1) 正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	189	3.5		125	2.4	283	5.2
海 上	12	0.2		25	0.5	30	0.6
傷 害	3,837	71.8		4,000	75.9	4,078	75.0
自 動 車	1	0.0		5	0.1	21	0.4
自動車損害賠償責任	947	17.7		869	16.5	815	15.0
そ の 他	357	6.7		242	4.6	209	3.9
合 計	5,346	100.0		5,268	100.0	5,438	100.0

(注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

(2) 元受正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	180	4.0		131	2.9	275	5.9
海 上	0	0.0		4	0.1	2	0.1
傷 害	3,913	86.6		4,074	90.4	4,149	89.1
自 動 車	0	0.0		3	0.1	20	0.4
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	425	9.4		293	6.5	209	4.5
合 計	4,519	100.0		4,506	100.0	4,657	100.0

5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

(1) 受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	42	4.1		0	0.1	24	2.7
海 上	13	1.3		22	2.5	29	3.3
傷 害	—	—		—	—	—	—
自 動 車	1	0.1		1	0.2	1	0.2
自動車損害賠償責任	947	91.1		869	94.7	815	90.7
そ の 他	34	3.3		24	2.7	28	3.2
合 計	1,040	100.0		918	100.0	898	100.0

(2) 回収再保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	33	15.9		6	4.1	16	14.1
海 上	0	0.3		1	0.9	1	1.5
傷 害	75	35.6		73	47.0	71	60.4
自 動 車	0	0.0		0	0.0	0	0.0
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	102	48.2		75	48.1	28	24.0
合 計	212	100.0		156	100.0	118	100.0

6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	2016年度			2017年度			2018年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	57.0	79.6	136.6	37.7	77.3	115.0	82.4	79.8	162.1
海 上	24.4	76.8	101.2	51.1	79.6	130.6	56.1	72.2	128.3
傷 害	38.2	48.2	86.4	39.4	48.9	88.3	40.7	49.8	90.6
自 動 車	133.3	222.0	355.2	320.6	158.7	479.3	1,303.6	150.8	1,454.4
自動車損害賠償責任	110.6	—	110.6	107.7	—	107.7	111.5	—	111.5
そ の 他	19.4	57.2	76.7	13.7	58.1	71.8	12.2	54.1	66.3
合 計	40.2	47.5	87.8	39.8	48.3	88.1	41.7	48.8	90.5

(注) 1. 正味損害率 = $\frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$ 2. 正味事業費率 = $\frac{\text{諸手数料} + \text{集金費} + \text{保険引受に係る営業費} + \text{一般管理費}}{\text{正味収入保険料}}$

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

7. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	2016年度			2017年度			2018年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	15.6	39.5	55.1	25.3	46.8	72.1	117.9	49.2	167.2
海 上	35.3	68.6	103.9	51.7	66.0	117.6	119.3	67.4	186.7
傷 害	36.6	48.0	84.7	40.7	48.7	89.5	43.2	49.8	93.0
(医 療)	(49.4)			(50.7)			(50.2)		
(が ん)	(-)			(-)			(-)		
(介 護)	(-)			(-)			(-)		
(そ の 他)	(30.3)			(35.7)			(39.6)		
自 動 車	△190.0	208.3	18.2	232.1	157.6	389.7	△155.8	142.4	△13.4
そ の 他	△1.3	46.4	45.0	7.4	47.3	54.7	15.1	44.6	59.8
合 計	28.8	47.4	76.2	34.4	48.5	82.9	41.8	49.0	90.7

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率 = $\frac{\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$ 3. 事業費率 = $\frac{\text{支払諸手数料} + \text{集金費} + \text{保険引受に係る営業費} + \text{一般管理費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

8. 未収再保険金の額

(単位：百万円)

年 度 区 分	2016年度	2017年度	2018年度
① 年度開始時の未収再保険金	80 (30)	107 (29)	62 (31)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	196 (33)	156 (36)	112 (34)
③ 当該年度回収等	169 (34)	200 (34)	111 (48)
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金	107 (29)	62 (31)	62 (17)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

年 度 区 分	2016年度	2017年度	2018年度
国 内 契 約	100.0	99.9	99.8
海 外 契 約	0.0	0.1	0.2

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

10. 出再を行なった再保険者の数

年 度 区 分	2016年度	2017年度	2018年度
出再先保険会社の数	12 (1)	13 (1)	12 (1)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象にしております。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

11. 出再保険料の上位5社の割合

(単位：%)

年 度 区 分	2016年度	2017年度	2018年度
出再保険料のうち 上位5社の出再先に集中している割合	75.23 (99.66)	73.18 (99.68)	74.29 (99.69)

(注) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

12. 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

年 度	格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ 不明・BB以下)	合計
2018年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
2017年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
2016年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを除く)を対象としております。格付区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しております。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)。

13. 保険引受利益

(単位：百万円)

年 度	2016年度	2017年度	2018年度
保 険 引 受 収 益	15,729	15,261	15,038
保 険 引 受 費 用	9,595	9,789	10,105
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,164	4,244	4,240
そ の 他 収 支	△0	△0	△0
保 険 引 受 利 益	1,968	1,226	692

- (注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の2016年度4,238百万円、2017年度4,321百万円、2018年度4,314百万円のうち保険引受に係る金額です。
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

年 度	2016年度	2017年度	2018年度
火 災	62	△136	△316
海 上	△12	△15	△58
傷 害	1,505	796	697
自 動 車	1	△5	1
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	—	—	—
そ の 他	410	587	367
合 計	1,968	1,226	692

14. 契約者配当

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えた保険契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします。

なお、2018年度に満期を迎えたご契約につきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、契約者配当金はございませんでした。

15. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	141百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

2 資産運用の状況

1. 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	年 度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総 資 産	83,052	100.0		83,856	100.0	84,586	100.0
運 用 資 産	79,079	95.2		79,641	95.0	80,326	95.0
預 貯 金	8,349	10.1		12,991	15.5	22,556	26.7
コールローン	—	—		—	—	—	—
買現先勘定	—	—		—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—		—	—	—	—
買入金銭債権	—	—		—	—	—	—
商品有価証券	—	—		—	—	—	—
金銭の信託	200	0.2		3,000	3.6	5,000	5.9
有価証券 (うち株式)	67,045 (2)	80.7 (0.0)		60,207 (2)	71.8 (0.0)	49,381 (2)	58.4 (0.0)
貸付金	0	0.0		1	0.0	—	—
土地・建物	3,483	4.2		3,441	4.1	3,389	4.0

2. 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	年 度	2016年度		2017年度		2018年度	
		収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	0.00	0	0.04	1	0.02
有 価 証 券	563	0.81		690	1.12	560	0.94
貸 付 金	0	2.19		0	2.28	0	2.58
土 地 ・ 建 物	78	2.22		80	2.31	80	2.33
小 計	641	0.83		771	0.99	641	0.82
地 震 保 険 運 用 益 等	0	—		0	—	0	—
合 計	641	—		772	—	642	—

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示しています。

(1) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

(2) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、次ページの項目3、項目4をご参照ください。

3. 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円、%)

年 度 区分	2016年度			2017年度			2018年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	0	3,650	0.00	0	11,165	0.00	0	10,694	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 錢 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 錢 の 信 託	—	16	0.00	0	1,575	0.04	0	4,625	0.02
有 価 証 券	632	69,897	0.90	765	61,786	1.24	846	59,739	1.42
(公 社 債)	(496)	(61,386)	(0.81)	(466)	(52,422)	(0.89)	(474)	(45,286)	(1.05)
(株 式)	(0)	(2)	(10.45)	(0)	(2)	(19.69)	(0)	(2)	(7.50)
(外 国 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(その他の証券)	(135)	(8,508)	(1.59)	(298)	(9,362)	(3.19)	(372)	(14,450)	(2.58)
貸 付 金	0	0	2.19	0	0	2.28	0	0	2.58
土 地 ・ 建 物	78	3,526	2.22	80	3,481	2.31	80	3,438	2.33
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	710	77,090	0.92	846	78,009	1.09	928	78,498	1.18

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) = $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしております。

4. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円、%)

年 度 区分	2016年度			2017年度			2018年度		
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	0	3,650	0.00	0	11,165	0.00	0	10,694	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 錢 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 錢 の 信 託	—	16	0.00	0	1,575	0.04	1	4,625	0.02
有 価 証 券	595	71,228	0.84	374	63,080	0.59	1,049	60,642	1.73
(公 社 債)	(51)	(62,878)	(0.08)	(169)	(53,468)	(0.32)	(257)	(46,036)	(0.56)
(株 式)	(0)	(2)	(10.45)	(0)	(2)	(19.69)	(0)	(2)	(7.50)
(外 国 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(その他の証券)	(543)	(8,347)	(6.51)	(203)	(9,609)	(2.12)	(791)	(14,603)	(5.42)
貸 付 金	0	0	2.19	0	0	2.28	0	0	2.58
土 地 ・ 建 物	78	3,526	2.22	80	3,481	2.31	80	3,438	2.33
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	0	—	—	0	—	—	0	—	—
合 計	673	78,422	0.86	455	79,304	0.57	1,130	79,401	1.42

(注) 時価総合利回り = $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額} - \text{前期末評価差額}) + \text{継延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} + \text{売買目的の有価証券に係る前期末評価損益}}$

*税効果控除前の金額による

5. 海外投融資残高および利回り

該当事項はありません。

6. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年 度	2016年度			2017年度			2018年度		
		運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り
公社債	0.81	0.81	0.08	0.89	0.89	0.32	0.96	1.05	0.56	
株式	10.45	10.45	10.45	10.53	19.69	19.69	7.50	7.50	7.50	
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の証券	0.78	1.59	6.51	2.40	3.19	2.12	0.88	2.58	5.42	
合計	0.81	0.90	0.84	1.12	1.24	0.59	0.94	1.42	1.73	

- (注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、および「社債」を指しております。
 2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、59ページの項目2と同様の方法により算出したものです。
 3. 資産運用利回り(実現利回り)は、60ページの項目3と同様の方法により算出したものです。
 4. 時価総合利回りは、60ページの項目4と同様の方法により算出したものです。

7. 公共関係投融資（新規引受ベース）

該当事項はありません。

8. ローン金利

(単位：%)

貸付の種類	実施日(上段)／利率(下段)
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	2018年 4月1日 1.00

3 特別勘定に関する指標

該当事項はありません。

4

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

区分	2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	70,276	70,981	72,007
資本金又は基金等	57,700	57,979	58,033
価格変動準備金	370	465	617
危険準備金	29	26	25
異常危険準備金	9,586	10,137	10,556
一般貸倒引当金	—	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	1,165	813	995
土地の含み損益	883	977	1,178
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	540	580	601
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2 + R_5 + R_6}$	2,731	2,813	2,747
一般保険リスク (R ₁)	1,785	1,788	1,763
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—	—
予定利率リスク (R ₃)	7	6	5
資産運用リスク (R ₄)	1,259	1,385	1,327
経営管理リスク (R ₅)	70	73	71
巨大災害リスク (R ₆)	471	473	465
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × {1/2}] × 100	5,146.2	5,045.9	5,241.6

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ① 保険引受け上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険:実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
- ③ 資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
- ④ 経営管理上の危険:業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定期等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

«経理の概況»

1 | 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位:百万円、%)

科 目	年 度		2016年度 (2017年3月31日現在)		2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)								
現 金 及 び 預 貯 金	8,351	10.06	12,991	15.49	22,556	26.67		
現 金	1		0		0			
預 貯 金	8,349		12,991		22,556			
金 錢 の 信 託	200	0.24	3,000	3.58	5,000	5.91		
有 價 証 券	67,045	80.73	60,207	71.80	49,381	58.38		
国 債	57,695		49,052		40,176			
株 式	2		2		2			
そ の 他 の 証 券	9,347		11,153		9,202			
貸 付 金	0	0.00	1	0.00	—	—		
保 険 約 款 貸 付	0		1		—			
有 形 固 定 資 産	3,554	4.28	3,485	4.16	3,420	4.04		
土 地	2,593		2,593		2,593			
建 物	889		847		795			
その他の有形固定資産	70		44		31			
無 形 固 定 資 産	1,618	1.95	1,793	2.14	1,998	2.36		
ソ フ ト ウ エ ア	1,254		1,278		969			
その他の無形固定資産	363		514		1,028			
そ の 他 資 産	2,213	2.67	2,136	2.55	2,097	2.48		
代 理 店 貸	1,564		1,536		1,517			
共 同 保 険 貸	74		76		82			
再 保 険 貸	87		86		62			
外 国 再 保 険 貸	46		0		1			
未 収 金	15		13		20			
未 収 収 益	110		98		80			
預 託 金	2		2		3			
地 震 保 険 預 託 金	54		58		38			
仮 払 金	257		263		291			
繰 延 税 金 資 産	68	0.08	240	0.29	131	0.15		
貸 倒 引 当 金	△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00		
資 产 の 部 合 計	83,052	100.00	83,856	100.00	84,586	100.00		

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	2016年度 (2017年3月31日現在)		2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)							
保 险 契 約 準 備 金		20,642	24.85	21,245	25.34	22,014	26.03
支 払 備 金		5,074		5,125		5,730	
責 任 準 備 金		15,567		16,120		16,284	
そ の 他 負 債		2,406	2.90	2,525	3.01	2,250	2.66
共 同 保 险 借		132		127		133	
再 保 险 借		4		4		4	
外 国 再 保 险 借		123		127		118	
未 払 法 人 税 等		346		430		102	
預 り 金		82		84		84	
前 受 収 益		5		6		6	
未 払 金		851		917		932	
仮 受 金		860		826		869	
賞 与 引 当 金		120	0.14	108	0.13	124	0.15
特 别 法 上 の 準 備 金		370	0.45	465	0.56	617	0.73
価 格 変 動 準 備 金		370		465		617	
負 債 の 部 合 計		23,539	28.34	24,345	29.03	25,006	29.56
(純資産の部)							
資 本 本 金		52,000	62.61	52,000	62.01	52,000	61.48
資 本 剰 余 金		1,455	1.75	1,455	1.74	1,455	1.72
資 本 準 備 金		1,455		1,455		1,455	
利 益 剰 余 金		5,125	6.17	5,404	6.45	5,328	6.30
利 益 準 備 金		2,680		2,856		3,032	
そ の 他 利 益 剰 余 金		2,444		2,548		2,295	
繰 越 利 益 剰 余 金		2,444		2,548		2,295	
株 主 資 本 合 計		58,580	70.53	58,859	70.19	58,783	69.49
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		932	1.12	650	0.78	796	0.94
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		932	1.12	650	0.78	796	0.94
純 資 産 の 部 合 計		59,512	71.66	59,510	70.97	59,579	70.44
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		83,052	100.00	83,856	100.00	84,586	100.00

貸借対照表の注記(2018年度)

(注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - ①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行なっております。
 - ②その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行なっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ③その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行なっております。
- (2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法は、時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は定率法により行なっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法により行なっております。
- (4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行なっております。
- (6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行なっております。
- (7) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (8) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (9) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行なっております。

2. (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産の運用にあたり、安全性・健全性・流動性に留意し、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。運用資産は主に有価証券であり、国内の公社債による運用を基本としつつ、運用収益向上を企図して投資信託による運用も行なっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、国内の公社債を中心とする有価証券であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しております。これらは、金利リスクを中心とした市場関連リスク等に晒されております。投資信託は金利、株価、為替などの市場関連リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、未払金その他の金融負債の支払など資金管理に関して流動性リスクに晒されております。なお、当社はデリバティブ取引を行なっておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場関連リスクの管理

当社は、市場関連リスク管理体制をリスク管理・コンプライアンス部と定め市場関連リスク管理を行なうとともに、リスク管理にかかる審議等を行なうリスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。

市場関連リスクの管理にあたっては、損失限度枠等、リスク管理上必要と判断される限度枠を設定し、また、定期的に見直しを行なっております。さらに、当社ではVaR手法によるリスク量の計測に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行なっております。

(ii) 信用リスクの管理

当社は、信用リスク管理体制をリスク管理・コンプライアンス部と定め信用リスク管理を行なうとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。信用リスクの管理にあたっては、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図るとともに、特に一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理体制をリスク管理・コンプライアンス部と定め流動性リスク管理を行なうとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組状況を報告しております。流動性リスクの管理にあたっては、低流動性資産の運用制限、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしております。

2. (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	22,556	22,556	—
②金銭の信託	5,000	5,000	—
③有価証券			
満期保有目的の債券	18,638	20,259	1,620
その他有価証券	30,741	30,741	—
④代理店貸	1,517	1,517	—
資産計	78,453	80,074	1,620

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券取引に関する事項

資産

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②金銭の信託

金銭の信託の時価については、信託財産構成物である金融資産によって評価しております。なお、合同運用の金銭信託のうち預金と同様の性格を有するものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託はありません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
金銭の信託	5,000	5,000	—
合 計	5,000	5,000	—

(注) 本表の金銭の信託は合同運用の金銭信託であります。

③有価証券

有価証券の時価については、債券は期末日の市場価格によっております。投資信託については、取引金融機関から提示された基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	18,638	20,259	1,620
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
合 計		18,638	20,259	1,620

(ii) その他有価証券の当事業年度中の売却額は11,129百万円であり、売却益の合計額は310百万円、売却損の合計額は24百万円であります。また、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	21,538	21,005	533
	株 式	—	—	—
	その他の	7,488	6,860	628
	小計	29,026	27,865	1,161
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—
	株 式	—	—	—
	その他の	1,714	1,770	△55
	小計	1,714	1,770	△55
合 計		30,741	29,635	1,106

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

(iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、減損処理を行なった有価証券はありません。

(iv) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

④代理店貸

代理店貸については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります、「資産 ③有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額2百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないところから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金				
預貯金	22,556	—	—	—
金銭の信託	5,000	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	5,129	9,267	4,241
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	4,437	14,020	3,080	—
代理店貸	1,517	—	—	—
合 計	33,511	19,150	12,348	4,241

3. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都にある本社ビルにおいて一部賃貸をしており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は987百万円、時価は1,459百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。

4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,219百万円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は841百万円であります。

6. 繰延税金資産の総額は3,687百万円、繰延税金負債の総額は548百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は3,008百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金2,957百万円、支払備金316百万円及びソフトウェア185百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金309百万円、自動車損害賠償責任保険にかかる責任準備金238百万円であります。

7. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く）	6,542百万円
同上にかかる出再支払備金	1,106百万円
差 引 (イ)	5,436百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（口）	293百万円
計 (イ+口)	5,730百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	5,764百万円
同上にかかる出再責任準備金	748百万円
差 引 (イ)	5,016百万円
その他の責任準備金（口）	11,267百万円
計 (イ+口)	16,284百万円

8. 1株当たりの純資産額は148,948円72銭であります。

算定上の基礎である純資産額は59,579百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。

9. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度 (2016年4月 1 日から 2017年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月 1 日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで)
経 常 収 益		16,415	16,083	15,965
保 険 引 受 収 益		15,729	15,261	15,038
正味収入保険料		15,259	15,231	15,007
収 入 積 立 保 険 料		1	0	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益		29	29	30
支 払 備 金 戻 入 額		439	—	—
為 替 差 益		—	—	0
資 産 運 用 収 益		681	817	922
利 息 及 び 配 当 金 収 入		641	771	640
金 銭 の 信 託 運 用 益		—	0	1
有 価 証 券 売 却 益		68	74	310
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△29	△29	△30
そ の 他 経 常 収 益		4	4	4
経 常 費 用		13,835	14,111	14,445
保 険 引 受 費 用		9,595	9,789	10,105
正味支払保険金		5,346	5,268	5,438
損 害 調 査 費		790	788	818
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		3,090	3,112	3,078
満 期 返 戻 金		7	16	1
支 払 備 金 繰 入 額		—	50	604
責 任 準 備 金 繰 入 額		359	552	163
為 替 差 損		0	0	—
資 産 運 用 費 用		—	—	24
有 価 証 券 売 却 損		—	—	24
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,238	4,321	4,314
そ の 他 経 常 費 用		0	1	0
そ の 他 の 経 常 費 用		0	1	0
経 常 利 益		2,580	1,971	1,520
特 別 損 失		256	95	151
固 定 資 産 処 分 損		0	—	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		256	95	151
価 格 变 動 準 備 金		256	95	151
税 引 前 当 期 純 利 益		2,323	1,876	1,368
法 人 税 及 び 住 民 税		670	780	512
法 人 税 等 調 整 額		208	△62	52
法 人 税 等 合 計		878	717	565
当 期 純 利 益		1,444	1,159	803

損益計算書の注記(2018年度)

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は121百万円、費用総額は1,128百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	16,234百万円
支払再保険料	1,226百万円
差 引	15,007百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,556百万円
回収再保険金	118百万円
差 引	5,438百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,318百万円
出再保険手数料	240百万円
差 引	3,078百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	916百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	280百万円
差 引 (イ)	636百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (口)	△31百万円
計 (イ+口)	604百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	△257百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△28百万円
差 引 (イ)	△229百万円
その他の責任準備金繰入額 (口)	393百万円
計 (イ+口)	163百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	560百万円
貸付金利息	0百万円
不動産賃貸料	80百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	640百万円

3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額20百万円及び前払退職金50百万円であります。

4. 1株当たりの当期純利益金額は2,008円02銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額及び普通株式に係る当期純利益金額は803百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目		年 度	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
資産の部	現 金 及 び 預 貯 金		2,199	3,236	8,351	12,991	22,556
	金 錢 の 信 託		—	—	200	3,000	5,000
	有 価 証 券	71,097	71,473	67,045	60,207	49,381	
	貸 付 金	—	0	0	1	—	
	有 形 固 定 資 産	3,578	3,578	3,554	3,485	3,420	
	無 形 固 定 資 産	1,557	1,486	1,618	1,793	1,998	
	そ の 他 資 産	2,246	2,197	2,213	2,136	2,097	
	繰 延 税 金 資 産	273	266	68	240	131	
	貸 倒 引 当 金	△0	△0	△0	△0	△0	
資産の部合計		80,953	82,238	83,052	83,856	84,586	
負債及び純資産の部	保 険 契 約 準 備 金	19,989	20,722	20,642	21,245	22,014	
	そ の 他 負 債	2,065	2,389	2,406	2,525	2,250	
	賞 与 引 当 金	108	129	120	108	124	
	特 別 法 上 の 準 備 金	108	113	370	465	617	
	価 格 変 動 準 備 金	108	113	370	465	617	
	負債の部合計	22,271	23,355	23,539	24,345	25,006	
資本の部	資 本 本 金	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	
	資 本 剰 余 金	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	
	利 益 剰 余 金	4,440	4,468	5,125	5,404	5,328	
	(繰 越 利 益 剰 余 金)	(2,100)	(1,945)	(2,444)	(2,548)	(2,295)	
	株 主 資 本 合 計	57,895	57,923	58,580	58,859	58,783	
	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	786	958	932	650	796	
純資産の部合計		58,681	58,882	59,512	59,510	59,579	
負債及び純資産の部合計		80,953	82,238	83,052	83,856	84,586	

4. 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科 目	年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益		15,547	15,840	16,415	16,083	15,965
保 険 引 受 収 益		14,943	15,247	15,729	15,261	15,038
正 味 収 入 保 険 料		14,705	15,207	15,259	15,231	15,007
収 入 積 立 保 険 料		1	1	1	0	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益		32	37	29	29	30
支 払 備 金 戻 入 額		204	—	439	—	—
為 替 差 益		—	0	—	—	0
そ の 他 保 険 引 受 収 益		0	0	—	—	—
資 産 運 用 収 益		598	586	681	817	922
利 息 及 び 配 当 金 収 入		630	624	641	771	640
金 錢 の 信 託 運 用 益		—	—	—	0	1
有 価 証 券 売 却 益		—	—	68	74	310
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△32	△37	△29	△29	△30
そ の 他 経 常 収 益		4	6	4	4	4
経 常 費 用		13,655	14,272	13,835	14,111	14,445
保 険 引 受 費 用		9,363	9,966	9,595	9,789	10,105
正 味 支 払 保 険 金		5,489	5,362	5,346	5,268	5,438
損 害 調 査 費		767	803	790	788	818
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,890	3,066	3,090	3,112	3,078
満 期 返 戻 金		—	—	7	16	1
支 払 備 金 繰 入 額		—	207	—	50	604
責 任 準 備 金 繰 入 額		216	526	359	552	163
為 替 差 損		0	—	0	0	—
そ の 他 保 険 引 受 費 用		0	—	—	—	—
資 産 運 用 費 用		—	8	—	—	24
有 価 証 券 売 却 損		—	8	—	—	24
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,290	4,297	4,238	4,321	4,314
そ の 他 経 常 費 用		0	0	0	1	0
そ の 他 の 経 常 費 用		0	0	0	1	0
経 常 利 益		1,891	1,567	2,580	1,971	1,520
特 別 損 失		11	7	256	95	151
固 定 資 産 処 分 損		0	1	0	—	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		10	5	256	95	151
価 格 変 動 準 備 金		10	5	256	95	151
税 引 前 当 期 純 利 益		1,880	1,560	2,323	1,876	1,368
法 人 税 及 び 住 民 税		551	661	670	780	512
法 人 税 等 調 整 額		229	△46	208	△62	52
法 人 税 等 合 計		780	614	878	717	565
当 期 純 利 益		1,099	945	1,444	1,159	803

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2016年度 (2016年4月 1 日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益(△は損失)		2,323	1,876	1,368
減価償却費		567	615	604
支払備金の増減額(△は減少)		△439	50	604
責任準備金の増減額(△は減少)		359	552	163
貸倒引当金の増減額(△は減少)		—	—	—
賞与引当金の増減額(△は減少)		△9	△11	15
価格変動準備金の増減額(△は減少)		256	95	151
利息及び配当金収入		△641	△771	△640
有価証券関係損益(△は益)		△68	△74	△286
有形固定資産関係損益(△は益)		0	—	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△644	△642	△711
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		104	32	53
小計		1,808	1,723	1,324
利息及び配当金の受取額		921	1,004	843
法人税等の支払額		△753	△695	△840
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,975	2,031	1,327
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△6,627	△4,318	△5,720
有価証券の売却・償還による収入		10,819	10,620	16,851
貸付けによる支出		△0	△0	△0
貸付金の回収による収入		0	0	1
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		4,192 (6,167)	6,301 (8,333)	11,131 (12,459)
有形固定資産の取得による支出		△64	△12	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,127	6,288	11,117
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金の支払額		△787	△880	△880
財務活動によるキャッシュ・フロー		△787	△880	△880
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		5,315	7,440	11,565
現金及び現金同等物期首残高		3,236	8,551	15,991
現金及び現金同等物期末残高		8,551	15,991	27,556

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の短期投資からなっております。

6. 株主資本等変動計算書

【2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)】

(単位:百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,856	2,548	5,404	58,859	650	650	59,510			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	176	△1,056	△880	△880	—	—	△880			
当期純利益	—	—	—	—	803	803	803	—	—	803			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	145	145	145			
当期変動額合計	—	—	—	176	△252	△76	△76	145	145	69			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	3,032	2,295	5,328	58,783	796	796	59,579			

【2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)】

(単位:百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,680	2,444	5,125	58,580	932	932	59,512			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	176	△1,056	△880	△880	—	—	△880			
当期純利益	—	—	—	—	1,159	1,159	1,159	—	—	1,159			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△281	△281	△281			
当期変動額合計	—	—	—	176	103	279	279	△281	△281	△2			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,856	2,548	5,404	58,859	650	650	59,510			

【2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)】

(単位:百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,523	1,945	4,468	57,923	958	958	58,882			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	157	△945	△787	△787	—	—	△787			
当期純利益	—	—	—	—	1,444	1,444	1,444	—	—	1,444			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△26	△26	△26			
当期変動額合計	—	—	—	157	499	656	656	△26	△26	630			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,680	2,444	5,125	58,859	932	932	59,512			

【株主資本等変動計算書の注記（2018年度）】

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	880百万円	2,200円00銭	2018年3月31日	2018年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	35,000百万円	資本剰余金	87,500円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	750百万円	利益剰余金	1,875円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

その他の注記

当社は2019年3月26日開催の臨時株主総会において、以下に記載のとおり、資本金の額の減少を決議いたしました。

また、2019年6月25日開催の定時株主総会において、完全親会社である明治安田生命保険相互会社へ現金配当を行なう決議をいたしました。

(1)資本金の額の減少・剰余金の配当の目的

明治安田生命グループにおける自己資本の有効活用およびグループERM態勢の高度化を目的として、資本金42,000百万円を減額し、その額をその他資本剰余金に振り替え、資本金の額を10,000百万円とする。

また、その他資本剰余金42,000百万円のうち、35,000百万円を剰余金の処分として完全親会社である明治安田生命保険相互会社へ配当する。

(2)資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振替

- ・減少する資本金の額 : 42,000百万円
- ・減少する資本金の額の全部を準備金とする額 : その他資本剰余金 42,000百万円

(3)剰余金の配当の要領

会社法第454条第1項及び会社法第451条第1項、第2項の規定に基づき、剰余金の配当および準備金の額を増加

①剰余金の配当に関する事項

- ・配当財産の種類 : 金銭
- ・配当額 : 35,000百万円

②準備金の増加に関する事項

- ・減少する剰余金の項目およびその額 : その他資本剰余金 5,512百万円
- ・増加する準備金の項目およびその額 : 資本準備金 5,512百万円

(4)日程

①資本金の額の減少

- ・取締役会決議日 : 2019年3月 8日(金)
- ・臨時株主総会決議日 : 2019年3月26日(火)
- ・資本金の額の減少の効力発生日 : 2019年6月25日(火)

②剰余金の配当および準備金の増加

- ・取締役会決議日 : 2019年5月23日(木)
- ・定時株主総会決議日 : 2019年6月25日(火)
- ・剰余金の配当および準備金の増加の効力発生日 : 2019年6月27日(木)

7. 1株当たり配当等

年 度 区 分	2016年度	2017年度	2018年度
1 株 当 タ リ 配 当 額	2,200円00銭	2,200円00銭	1,875円00銭
1株当たり当期純利益金額	3,611円46銭	2,897円83銭	2,008円02銭
配 当 性 向	60.9%	75.9%	93.4%

8. 1株当たり純資産額

年 度 区 分	2016年度末	2017年度末	2018年度末
1 株 当 タ リ 純 資 産 額	148,782円08銭	148,775円87銭	148,948円72銭

9. 従業員一人当たり総資産

(単位：百万円)

年 度 区 分	2016年度末	2017年度末	2018年度末
従業員一人当たり総資産	423	405	393

(注) 従業員一人当たり総資産 = $\frac{\text{総資産}}{\text{従業員数}}$

10. 会計監査

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及びその附属明細書について、「会社法第436条第2

項第1号」の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けています。

2 資産・負債の明細

1. 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分	年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
現 金		1	0	0
預 貯 金		8,349	12,991	22,556
(郵 便 振 替)		(6)	(5)	(6)
(当 座 預 金)		(1,355)	(1,976)	(2,125)
(普 通 預 金)		(6,987)	(11,009)	(20,423)
(通 知 預 金)		(一)	(一)	(一)
(定 期 預 金)		(一)	(一)	(一)
(讓 渡 性 預 金)		(一)	(一)	(一)
合 計		8,351	12,991	22,556

2. 商品有価証券

該当事項はありません。

3. 保有有価証券の内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債	債	57,695	86.1	49,052	81.5	40,176	81.4
地 方 債	債	—	—	—	—	—	—
社 債	債	—	—	—	—	—	—
株 式	式	2	0.0	2	0.0	2	0.0
外 国 証 券	券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	券	9,347	13.9	11,153	18.5	9,202	18.6
合 計		67,045	100.0	60,207	100.0	49,381	100.0

4. 有価証券残存期間別残高

【2018年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	4,437	9,883	9,266	6,688	5,659	4,241	40,176
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	2	2
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	9,202	9,202
合計	4,437	9,883	9,266	6,688	5,659	13,445	49,381

【2017年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	5,731	11,194	9,152	9,625	7,101	6,248	49,052
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	2	2
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	11,153	11,153
合計	5,731	11,194	9,152	9,625	7,101	17,403	60,207

【2016年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	8,156	11,741	10,107	9,368	10,171	8,151	57,695
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	2	2
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	9,347	9,347
合計	8,156	11,741	10,107	9,368	10,171	17,501	67,045

5. 業種別保有株式

(単位：株、百万円、%)

区分	年 度	2016年度末			2017年度末			2018年度末		
		株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金融保険業	14	2	100.0	10	2	100.0	10	2	100.0	100.0
合計	14	2	100.0	10	2	100.0	10	2	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しております。

6. 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農林・水産業		—	—	—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸・小売業		—	—	—	—	—	—
金融・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—
サビス業		—	—	—	—	—	—
その他の (うち個人住宅・消費者ローン)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小計		—	—	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団 約款貸付		0	100.0	1	100.0	—	—
合計		0	100.0	1	100.0	—	—

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

7. 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

8. 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	2016年度末		2017年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他の 一般貸付		—	—	—	—	—	—
合計		0	100.0	1	100.0	—	—
約款貸付 (うち劣後特約付貸付)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

9. 貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

10. 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

11. 貸付金残存期間別残高

【2018年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

【2017年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	1	1
合計	—	—	—	—	—	1	1

(注) 残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金1百万円は契約者貸付となっております。

【2016年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	0	0
合計	—	—	—	—	—	0	0

(注) 残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金0百万円は契約者貸付となっております。

12. 住宅関連融資

該当事項はありません。

13. リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行なう場合）

該当事項はありません。

15. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危 險 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		0	1	—
合 計		0	1	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または更生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
 3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く。)。以下同じ。)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1.および2.に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。))の額です。
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

16. 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
土 地		2,593	2,593	2,593
（ 営 業 用 ）		(1,836)	(1,836)	(1,836)
（ 賃 貸 用 ）		(756)	(756)	(756)
建 物		889	847	795
（ 営 業 用 ）		(630)	(601)	(564)
（ 賃 貸 用 ）		(259)	(245)	(230)
建 設 仮 勘 定		—	—	—
（ 営 業 用 ）		(―)	(―)	(―)
（ 賃 貸 用 ）		(―)	(―)	(―)
合 计		3,483	3,441	3,389
（ 営 業 用 ）		(2,466)	(2,438)	(2,401)
（ 賃 貸 用 ）		(1,016)	(1,002)	(987)
リ 一 ス 資 産		—	—	—
その他の有形固定資産		70	44	31
合 计		3,554	3,485	3,420

17. 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

18. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

19. 保険契約準備金

(1) 支払準備金

(単位：百万円)

種目	年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
火 災		109	145	309
海 上		28	31	69
傷 害		3,949	4,125	4,425
自 動 車		28	26	1
自動車損害賠償責任		352	325	293
そ の 他		606	470	628
合 計		5,074	5,125	5,730

(2) 責任準備金

(単位：百万円)

種目	年 度	2016年度末	2017年度末	2018年度末
火 災		1,932	1,960	1,885
海 上		66	63	68
傷 害		9,411	9,849	9,977
自 動 車		1,283	1,283	1,283
自動車損害賠償責任		683	675	653
そ の 他		2,190	2,288	2,416
合 計		15,567	16,120	16,284

20. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	-		-			-			-			-			-		
	1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最終損害見積り額			-	-			-			-			-			-		
累計保険金			-	-			-			-			-			-		
支払備金			-	-			-			-			-			-		

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	4,009			4,099			3,878			4,120			4,229				
	1年後	3,928	0.980	△81	4,073	0.994	△25	3,984	1.027	105	4,137	1.004	16					
	2年後	3,858	0.982	△69	4,121	1.012	48	4,030	1.012	46								
	3年後	3,799	0.985	△59	4,099	0.995	△22											
	4年後	3,855	1.015	56														
最終損害見積り額			3,855	4,099			4,030			4,137			4,229					
累計保険金			3,676	3,843			3,580			3,317			1,974					
支払備金			179	255			450			819			2,254					

●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度			2018年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	26			199			29			57			47				
	1年後	45	1.695	18	91	0.457	△108	61	2.063	31	31	0.546	△25					
	2年後	37	0.838	△7	77	0.846	△14	51	0.843	△9								
	3年後	40	1.069	2	75	0.979	△1											
	4年後	39	0.969	△1														
最終損害見積り額			39	75			51			31			47					
累計保険金			37	71			45			20			5					
支払備金			1	3			6			10			41					

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2018年度	5,556	2,446	3,560	△450
2017年度	5,495	2,368	3,390	△263
2016年度	6,262	2,435	3,308	517
2015年度	5,744	2,320	3,792	△368
2014年度	6,024	2,526	2,849	648

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

22. 責任準備金の残高の内訳

【2018年度末】

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	936	911	25	11	0	1,885
海上	上	35	32	—	—	—	68
傷害	傷害	3,102	6,853	—	20	—	9,977
自動車	自動車	0	1,282	—	—	—	1,283
自動車損害賠償責任		653	—	—	—	—	653
その他		983	1,433	—	—	—	2,416
合計		5,712	10,513	25	32	0	16,284

【2017年度末】

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,009	911	26	12	0	1,960
海上	上	31	31	—	—	—	63
傷害	傷害	3,358	6,470	—	20	—	9,849
自動車	自動車	0	1,282	—	—	—	1,283
自動車損害賠償責任		675	—	—	—	—	675
その他		909	1,378	—	—	—	2,288
合計		5,984	10,074	26	33	0	16,120

【2016年度末】

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,039	834	29	28	0	1,932
海上	上	36	29	—	—	—	66
傷害	傷害	3,308	6,082	—	20	—	9,411
自動車	自動車	0	1,282	—	—	—	1,283
自動車損害賠償責任		683	—	—	—	—	683
その他		893	1,297	—	—	—	2,190
合計		5,961	9,527	29	49	0	15,567

23. 責任準備金積立水準

積立方式	区分	2016年度末	2017年度末	2018年度末
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

24. 長期性資産

(単位：百万円)

区分	年 度		
	2016年度末	2017年度末	2018年度末
長期性資産	28	12	11

(注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しております。

25. 引当金明細表

【2018年度】

(単位：百万円)

区分	2017年度末 残高	2018年度 増加額	2018年度減少額		2018年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	0	-	-	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	108	124	108	-	124
価格変動準備金	465	151	-	-	617
合 計	574	275	108	-	741

【2017年度】

(単位：百万円)

区分	2016年度末 残高	2017年度 増加額	2017年度減少額		2017年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	0	-	-	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	120	108	120	-	108
価格変動準備金	370	95	-	-	465
合 計	490	204	120	-	574

【2016年度】

(単位：百万円)

区分	2015年度末 残高	2016年度 増加額	2016年度減少額		2016年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	0	-	-	0
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-
賞与引当金	129	120	129	-	120
価格変動準備金	113	256	-	-	370
合 計	242	376	129	-	490

26. 貸付金償却の額

該当事項はありません。

27. 資本金等明細表

【2018年度】

(単位:百万円)

区分		2017年度末 残高	2018年度 増加額	2018年度 減少額	2018年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,856	176	—	3,032
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,856	176	—	3,032

【2017年度】

(単位:百万円)

区分		2016年度末 残高	2017年度 増加額	2017年度 減少額	2017年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,680	176	—	2,856
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,680	176	—	2,856

【2016年度】

(単位:百万円)

区分		2015年度末 残高	2016年度 増加額	2016年度 減少額	2016年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,523	157	—	2,680
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,523	157	—	2,680

3 損益の明細

1. 売買目的有価証券運用損益

該当事項はありません。

2. 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
国債等	—	—	41
株式	—	0	—
外國証券	—	—	—
その他の証券	68	74	269
合計	68	74	310

3. 有価証券売却損

(単位：百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度
国債等	—	—	0
株式	—	—	—
外國証券	—	—	—
その他の証券	—	—	24
合計	—	—	24

4. 有価証券評価損

該当事項はありません。

5. 固定資産の処分損益

(単位：百万円)

区分	2016年度		2017年度		2018年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産	—	0	—	—	—	0
(土地)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(建物)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(リース資産)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(その他の有形固定資産)	(-)	(0)	(-)	(-)	(-)	(0)
無形固定資産	—	—	—	—	—	—
合計	—	0	—	—	—	0

6. 事業費の内訳

(単位：百万円)

区分	年 度	2016年度	2017年度	2018年度
人 件 費		2,067	2,016	2,051
物 件 費		2,802	2,922	2,921
税 金		160	169	159
拠 出 金		△0	0	0
負 担 金		—	—	—
計		5,029	5,109	5,132
(損 害 調 査 費)		(790)	(788)	(818)
(営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)		(4,238)	(4,321)	(4,314)
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		3,090	3,112	3,078
事 業 費 合 計		8,120	8,222	8,210

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計であります。

7. 減価償却費明細表

【2018年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	2018年度 償却額	償却累計額	2018年度末 残高	償却累計率
建 物	2,854	57	2,059	795	72.1
(営 業 用)	(2,023)	(41)	(1,459)	(564)	(72.1)
(賃 貸 用)	(830)	(16)	(599)	(230)	(72.2)
その他の有形固定資産	192	20	160	31	83.4
合 計	3,047	77	2,219	827	72.8

【2017年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	2017年度 償却額	償却累計額	2017年度末 残高	償却累計率
建 物	2,849	55	2,001	847	70.2
(営 業 用)	(2,019)	(39)	(1,418)	(601)	(70.2)
(賃 貸 用)	(829)	(15)	(583)	(245)	(70.3)
その他の有形固定資産	192	27	148	44	77.0
合 計	3,041	82	2,149	892	70.7

【2016年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	2016年度 償却額	償却累計額	2016年度末 残高	償却累計率
建 物	2,835	62	1,945	889	68.6
(営 業 用)	(2,008)	(44)	(1,378)	(630)	(68.6)
(賃 貸 用)	(827)	(18)	(567)	(259)	(68.6)
その他の有形固定資産	191	24	121	70	63.1
合 計	3,027	87	2,067	960	68.3

4 時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2016年度 (2017年3月31日現在)			2017年度 (2018年3月31日現在)			2018年度 (2019年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	公 社 債	17,963	19,690	1,726	17,846	19,455	1,608	18,638	20,259	1,620
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		17,963	19,690	1,726	17,846	19,455	1,608	18,638	20,259	1,620
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	公 社 債	934	917	△17	921	916	△5	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		934	917	△17	921	916	△5	—	—	—
合 計		18,897	20,607	1,709	18,768	20,371	1,603	18,638	20,259	1,620

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		2016年度 (2017年3月31日現在)			2017年度 (2018年3月31日現在)			2018年度 (2019年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	38,798	37,751	1,046	30,284	29,534	750	21,538	21,005	533
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その 他	そ の 他	5,349	5,100	249	7,101	6,800	301	7,488	6,860	628
	小 計	44,147	42,851	1,296	37,386	36,334	1,051	29,026	27,865	1,161
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	そ の 他	3,998	4,000	△1	4,051	4,200	△148	1,714	1,770	△55
	小 計	3,998	4,000	△1	4,051	4,200	△148	1,714	1,770	△55
合 計		48,145	46,851	1,294	41,437	40,534	903	30,741	29,635	1,106

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	—	—	—	—	—	—	2,820	41	0
株式	—	—	—	0	0	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	1,268	68	—	2,474	74	—	8,314	269	24
合計	1,268	68	—	2,474	74	—	11,135	310	24

(5) 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

2. 金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

(単位：百万円)

種類	2016年度 (2017年3月31日現在)			2017年度 (2018年3月31日現在)			2018年度 (2019年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
金銭の信託	200	200	—	3,000	3,000	—	5,000	5,000	—

(注) 本表の金銭の信託は合同運用の金銭信託であります。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当事項はありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く）

該当事項はありません。

7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）

該当事項はありません。

5 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者(代表取締役社長)が確認しています。

確認書

2019年6月25日

明治安田損害保険株式会社

代表取締役社長 酒井 明夫



1. 私は、当社の2018年4月1日から2019年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。
3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

会社概要

1 会社の沿革

年月		旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
1996年	8月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立 損害保険業免許取得	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立 損害保険業免許取得
	10月	営業開始 労働災害総合保険を発売	営業開始 会社役員賠償責任保険（D&O保険）を発売
	1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売	
	2月		傷害保険を発売
1998年	4月		団体長期障害所得補償保険を発売
2000年	4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE社と日本国内における取引信用保険の販売に関する業務協力協定を締結
	7月		取引信用保険を発売
2001年	5月	安田生命への募集代理を開始	
	7月		明治生命への募集代理を開始
2002年	1月	団体医療保険を発売	
2004年	2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印
	11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印
	12月	臨時株主総会で「合併契約書」を承認	臨時株主総会で「合併契約書」を承認
年月		明治安田損害保険株式会社	
2005年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社誕生	
2006年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を充実	
	5月	会社法施行に伴い、「内部統制システムの基本方針」を制定	
	10月	苦情等受付状況をホームページへ開示	
2007年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「意向確認書面」を導入 保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する不服申立て制度を開設	
	6月	「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等をホームページへ開示	
2008年	4月	第2次中期経営計画をスタート	
2010年	1月	保険法改正に伴う火災保険・地震保険の改定	
	4月	保険法改正に伴う傷害保険・新種保険等の改定	
2011年	4月	第3次中期経営計画をスタート 輸出取引信用保険を発売	
	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定（暴力団排除条項の導入）	
2014年	1月	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定	
	4月	第4次中期経営計画をスタート	
	6月	保険金支払ワークフローシステム稼働	
2015年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併10周年	
2016年	5月	保険業法改正に伴い、「意向確認書面」の内容を改訂	
	8月	設立20周年	
2017年	4月	第5次中期経営計画をスタート	
	9月	「お客さま志向の業務運営方針」を制定	

2 | 主要な業務

当社は、損害保険業として、損害保険の引受およびその再保険の引受、保険料の収納、保険金の支払い、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行なっています。

【業務の代理・事務の代行】

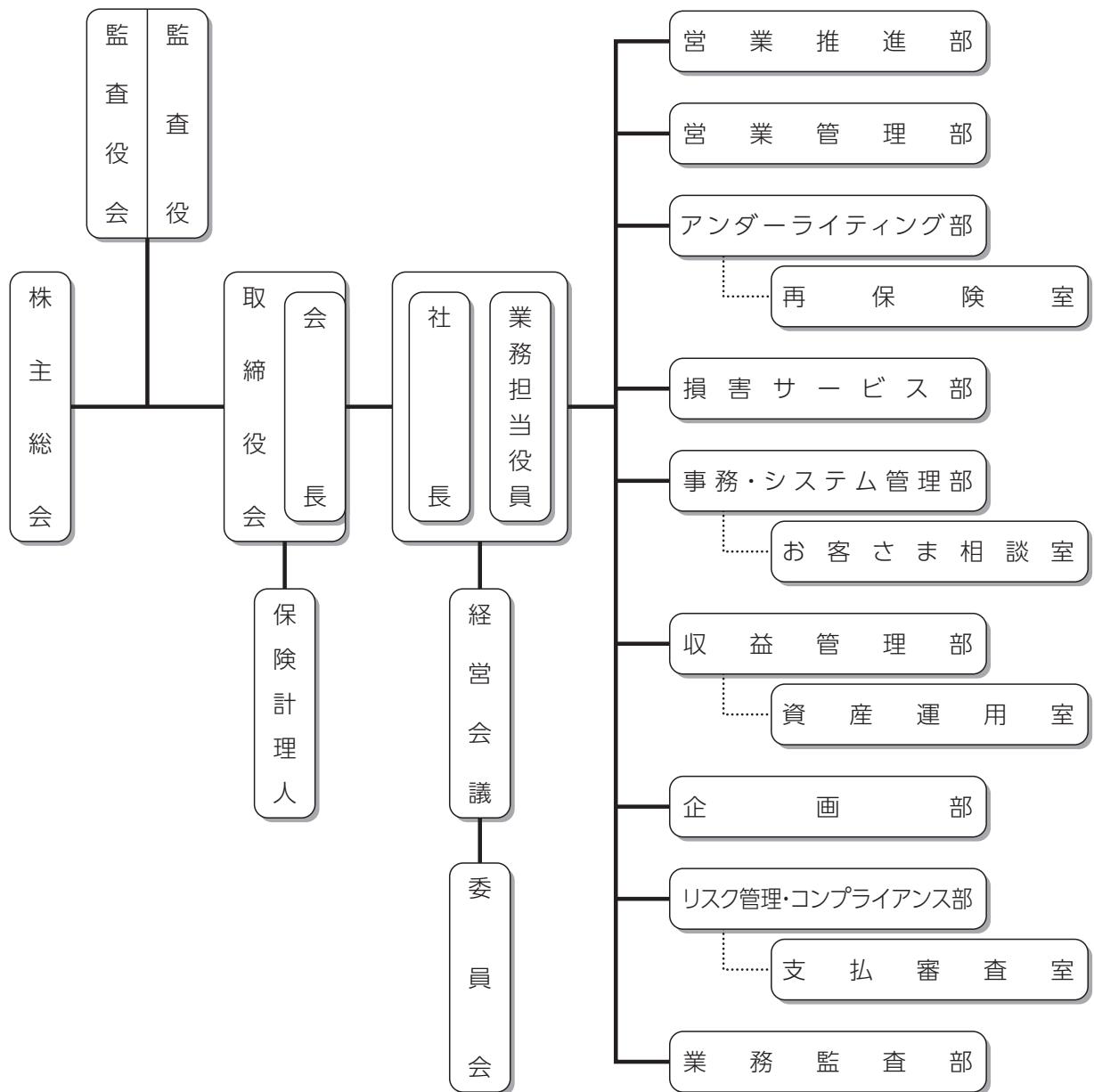
当社は、保険業法に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務の代行を委託しています。

<業務の代理・事務の代行に関する主なもの>

- 業務の代理
 - ・保険契約の締結の代理(媒介を含む)
- 事務の代行
 - ・保険の引受その他の業務に係る書類等の作成および授受等
 - ・保険料の収納事務および保険金等の支払事務
 - ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
 - ・保険募集を行なう者の教育および管理

3 経営の組織

<組織図 (2019年6月25日現在)>



会社概要

<本社所在地>

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号 03-3257-3111 (代表)

フリーダイヤル 0120-255-400 (お客様相談室)

※なお、以下の所在地に営業推進部公法人西日本営業推進グループおよび損害サービス部大阪損害サービスグループを設置しています。

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル10階

電話番号 06-6265-1101 (営業推進部公法人西日本営業推進グループ)

06-6265-1700 (損害サービス部大阪損害サービスグループ)

4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、2019年3月31日現在、発行可能株式総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は520億円です。なお、当社の株式は上場されていません。

1. 基本事項

(1) 定時株主総会開催時期

毎年4月1日から4ヶ月以内に開催します。

(2) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 基準日

定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株主とします。

(4) 公告掲載新聞

東京都において発行する日本経済新聞
ただし、当社の決算公告は、上記による公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページの以下のアドレスに掲載しています。
<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

2. 株主総会議案等

(1) 臨時株主総会

臨時株主総会が2019年3月26日(火)に開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案どおり2019年4月1日付で就任する取締役に相楽 昌彦氏、中野 康一氏の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 定時株主総会

第23回定時株主総会が2019年6月25日(火)に開催されました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第23期[2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)]事業報告及び計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 資本剰余金の処分の件

本件は、原案どおり資本剰余金の処分に伴う配当金を1株につき87,500円00銭とすることにつき、承認可決されました。

第2号議案 利益剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末配当金を1株につき1,875円00銭とすることにつき、承認可決されました。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり2019年6月25日付で、相楽 昌彦氏、酒井 明夫氏、山口 晃氏、小西 健一氏、古田 英之氏、中野 康一氏、牧野 伸二氏、神田 智尚氏、宇都 啓介氏の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

3. 株式分布状況および大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	明治安田生命保険相互会社
住所	千代田区丸の内2-1-1
所有株式数	400千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	100%

4. 配当政策

当社は、損害保険会社の社会的使命として、地震その他の異常災害に備え担保力増強のための内部留保の充実に努めつつ、企業価値の向上を企図し、株主に対して可能な限り安定的な配当の実現をめざすことを基本方針としています。以上の基本方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり1,875円00銭としました。

5. 資本金の推移

(1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	2005年4月1日
資本金	520億円
摘要	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併

(注) 2005年4月1日に安田ライフ損害保険株式会社(資本金220億円)と明治損害保険株式会社(資本金300億円)との合併により資本金が520億円となり、その後、2019年6月25日に、資本金の額を100億円に変更しました。

(2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	1996年8月8日
資本金	220億円
摘要	—

(3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	1996年8月8日
資本金	300億円
摘要	—

6. 最近の新株および社債の発行

当社は1996年8月8日に設立後、2019年3月31日まで、新株および社債を発行していません。

5 役員の状況

(2019年6月25日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
取締役会長 (代表取締役)	相 楽 昌 彦 (1958年9月21日)	1981年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2004年 明治安田生命保険相互会社業務部損害保険統括室長、大阪北支社長、群馬支社長、法人営業企画部長、執行役法人営業企画部長、常務執行役、常務執行役代理店営業部門長を経て 2019年 明治安田損害保険株式会社代表取締役会長 現在に至る	リスク管理・コンプライアンス部 業務監査部
取締役社長 (代表取締役)	酒 井 明 夫 (1958年10月20日)	1982年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 久留米支社長、丸の内支社長を経て 2004年 明治安田生命保険相互会社丸の内支社長、総合法人第二部長、業務部長、執行役大阪本部長、常務執行役法人営業部門長、専務執行役法人営業部門長、専務執行役公法人営業部門長を経て 2018年 明治安田損害保険株式会社代表取締役社長 現在に至る	
専務取締役	山 口 晃 (1959年9月25日)	1983年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2009年 明治安田生命保険相互会社中国公法人部長、北海道・東北公法人部長、総合福祉業務部長、理事総合福祉業務部長、理事公法人第一部長を経て 2018年 明治安田損害保険株式会社専務取締役 現在に至る	営業推進部 事務・システム管理部
常務取締役	小 西 健 一 (1959年12月10日)	1983年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2009年 明治安田生命保険相互会社総合法人第二部長、九州・沖縄公法人部長を経て 2015年 明治安田損害保険株式会社営業管理部長 2016年 取締役営業管理部長 2018年 常務取締役 現在に至る	営業管理部 アンダーライティング部 企画部
取締役	古 田 英 之 (1962年1月9日)	1998年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2009年 安田投信投資顧問株式会社管理本部副本部長、取締役管理本部長 2010年 明治安田アセットマネジメント株式会社執行役員 兼 コンプライアンス・オフィサー 兼 コンプライアンス・リスク管理部長 2011年 明治安田生命保険相互会社不動産部長を経て 2014年 明治安田損害保険株式会社リスク管理・コンプライアンス部長 2016年 業務監査部長 2017年 取締役業務監査部長 2018年 取締役 現在に至る	損害サービス部 収益管理部
取締役	中 野 康 一 (1964年11月13日)	1988年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2017年 明治安田生命保険相互会社運用サービス部長を経て 2019年 運用企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
取締役	牧野伸二 (1963年11月6日)	1986年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2014年 明治安田生命保険相互会社和歌山支社長、リスク管理統括部オペレーションアルリスク管理統括担当部長を経て 2018年 法人営業企画部長 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る 2019年 明治安田生命保険相互会社執行役員 法人営業企画部長 現在に至る	
取締役	神田智尚 (1968年6月3日)	1992年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2014年 明治安田生命保険相互会社大分支社長、内部監査部部次長を経て 2018年 企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取締役	宇都啓介 (1967年7月19日)	1990年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2012年 明治安田生命保険相互会社融資推進部融資営業グループマネジャー、融資推進部融資営業第二グループマネジャー、融資部融資開発グループマネジャーを経て 2017年 関連事業部部次長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
常任監査役	安齋広帝 (1958年9月8日)	1982年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2006年 明治安田生命保険相互会社郡山支社総務・内部管理推進部長、保険金部部次長、人事部審議役、内部監査部内部監査役を経て 2018年 明治安田損害保険株式会社常任監査役 現在に至る	
監査役	田添幸嗣 (1967年6月8日)	1990年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2015年 明治安田生命保険相互会社福井支社長を経て 2018年 監査委員会事務局長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	
監査役	楠原利和 (1950年8月28日)	1980年 監査法人朝日会計社入社 (現 有限責任あづさ監査法人) 1985年 公認会計士登録 1996年 朝日監査法人社員(現 有限責任あづさ監査法人)、あづさ監査法人代表社員(現 有限責任あづさ監査法人)を経て 2010年 有限責任あづさ監査法人パートナー 2013年 同監査法人退社 楠原利和公認会計士事務所開設 現在に至る 2015年 三益半導体工業株式会社監査役 現在に至る 2016年 DBJプライベートリート投資法人監督役員 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
監査役	山内宏光 (1971年5月3日)	2001年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 2008年 成和明哲法律事務所入所 2009年 同所パートナー 2016年 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る 2018年 成和明哲法律事務所退所 奥・片山・佐藤法律事務所パートナー 現在に至る	(社外監査役)

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
執行役員	楠 元 郁 雄 (1959年11月26日)	1984年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2010年 明治安田生命保険相互会社中部公法人部長、公法人第四部長を経て 2016年 明治安田損害保険株式会社営業推進部長 2017年 取締役営業推進部長 2018年 執行役員営業推進部長 現在に至る	
執行役員	三 浦 洋 挿 (1962年2月11日)	1984年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2011年 明治安田生命保険相互会社総合法人第一部国際法人担当法人部長、大阪総合法人部長、団体年金サービス部長を経て 2017年 明治安田損害保険株式会社事務・システム管理部長 2018年 執行役員事務・システム管理部長 現在に至る	
執行役員	手 塚 元 (1965年1月1日)	1988年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 2011年 明治安田生命保険相互会社関連事業部関連事業グループマネジャー、内部監査部 部次長、コンプライアンス統括部 部次長を経て 2019年 明治安田損害保険株式会社執行役員企画部長 現在に至る	
執行役員	小 森 谷 宏 (1962年5月15日)	1986年 (現)東京海上日動火災保険株式会社入社 2017年 明治安田損害保険株式会社損害サービス部長を経て 2019年 執行役員損害サービス部長 現在に至る	

(注) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しています(2004年1月合併)。

6 会計監査人の状況

(2019年6月25日現在)

氏名又は名称

有限責任 あづさ監査法人
指定有限責任社員 熊木幸雄
指定有限責任社員 萩輪康喜

7 従業員の状況

1. 従業員の状況および平均給与

(2019年3月31日現在)

従業員数	215名
平均年齢	49.5歳
平均勤続年数	6.2年
平均年間給与	6,640,940円

(注) 1. 従業員数は就業人員数(社外からの出向者を含む。)であり、
使用者兼務取締役および休職者は含んでいません。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

2. 研修制度

当社最大の経営資源である「人材」に関し、その価値向上をめざす観点から、「人財」と呼称し、企業ビジョンに掲げる「高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる職場環境づくり」の取組みとして、当社における能

力・キャリア開発支援を体系化した「人財開発ハンドブック」に基づき、人財育成を推進しています。また、保険金支払部門においては、査定担当者の育成を図るため、研修計画に基づき、専門医等による社外講師研修を行なっています。

3. 働き方改革・健康増進への取組み

業務の見直しや効率化を進め、生み出された余力を活用して、イノベーションにつなげるための働き方改革を推進しています。あわせて職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、従業員満足度を高めていく取組みを行なっています。

また、明治安田生命グループ全体で取り組んでいる「みんなの健活プロジェクト」を通じ、従業員自身の健康増進意識向上と職場環境改善等に努めています。

8 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業における業務維持等を目的として実施し、当期中の投資総額は13百万円です。

9 保険会社およびその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有していません。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突然に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをおもいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折・転倒、火災・爆発事故、作業中の事故等が挙げられます。

共同保険契約

リスク分散その他の事情から、1つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

クーリング・オフ制度

「保険契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日またはクーリング・オフの説明書(重要事項説明書)を受け取った日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内であれば、保険契約申込みの撤回または保険契約の解除を行なうことができます。ただし、契約によっては、クーリング・オフの対象外となっているものもあります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定期率を超えたときに、満期返戻(へんれい)金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約を消滅させることをいいます。

契約の更改

既に保険契約を締結している保険の対象について、保険期間の終了に際して、引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

契約の失効

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故(戦争や暴動等)によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

告知義務

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が解除されたり、事故があっても保険金が支払われないことがあります。

ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続きを行なえるよう、契約時に配付するために作成した小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等を記載しています。

さ行

再取得価額

保険の対象である物と同等の物を再取得するために必要な金額(火災保険でいうと、現在住んでいる建物、または所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額のことです)。

再保険

保険会社が危険の分散を図るために、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受再といいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に引き受けてもらうときに支払う保険料(出再保険料)のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

時価

再取得価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定額を限度として所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

質権設定

火災保険等で、保険契約をした物件が災害にあったときの保険金請求権を被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

重要事項説明書

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。重要事項説明書には、保険商品の内容を理解するために必要な情報『契約概要』と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』を記載しています。

主契約と特約

保険契約の基本となる部分を主契約といいます。特約は、補償内容をさらに充実させるためや保険料を分割払いにするなど、希望にあった契約内容にする目的で主契約にセットするものです。

正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金(決算後に残された、次年度以降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの)
- ②異常危険準備金(異常災害損失に備えて積み立てるもの)
- ③危険準備金(保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てるもの)
- ④払戻積立金、契約者配当準備金(積立保険において、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金として返戻(へんれい)すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの)

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再取得価額または時価額を超えるような場合のことです。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立された法人です。経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的としています。
詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご覧ください。

損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した損害保険募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップをめざす仕組みとして損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した募集人が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。試験に合格し、所定の認定要件を充たす募集人は、認定申請により、専門コースの合格者は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの合格者は「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

損害保険募集人一般試験

損害保険募集人が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行なえるよう、損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の基礎や募集コンプライアンスの知識などを検証する「基礎単位」と、消費者向けの主要な商品の知識などを検証する「商品単位」(自動車保険、火災保険、傷害疾病保険各単位)により構成されます。

一般社団法人日本損害保険協会の会員各社(当社を含む)は業界自主ルールとして、その試験の合格を保険募集のための要件としています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができます参考データ等の算出を行なっています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

そんぽADRセンター

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。損害保険に関する一般的な相談やトラブルが起きた際に苦情解決手続きと紛争解決手続きを行なっています。苦情解決手続きでは、お客さまに助言をしたり、損害保険会社に通知し対応を求めます。紛争解決手続きでは、苦情解決手続きで解決しない場合、中立・公正な立場の紛争解決委員が和解案を提示し解決に導きます。

た行

第三分野

損害保険にも生命保険にも属さない、人のケガ(傷害)や病気(疾病)、介護などに備える保険分野のことです。

大数の法則

サイコロを1回振った場合、1～6までのどの数ができるかは偶然ですが、100回、1,000回と振ると、それぞれの目ができる割合(確率)が6分の1に近づいていくことがわかります。このように、一見偶然と思われる現象も、たくさんのデータを観察することによって、その発生率に一定の法則を見いだすことができます。これを「大数の法則」といいます。

超過保険・一部保険

保険金額(契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超えることを超過保険といいます。これに対して、保険対象物の価額よりも、設定している保険金額が少ないことを一部保険といい、この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再取得価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約の締結後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したりした場合などに通知義務が発生します。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

積立保険

火災保険等の主要な補償機能に加え、保険契約の満期時に一定の満期返戻(へんれい)金が支払われる貯蓄機能をあわせもった長期の保険のことです。

は行

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人であることもあります、別人であることもあります。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のこと、で、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)などがあります。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む1939年(昭和14年)制定(1996年(平成8年)改正施行)の法律のことです。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

保険金

保険事故によって損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

保険金額

保険契約において設定する契約金額のことです。保険契約者と保険会社との契約によって定まります。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有の準備金を定めています。これには、支払備金および責任準備金があります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷等が該当します。

保険証券

保険契約成立後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者にお渡しする書面のことです。

保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

保険法

契約当事者間における契約ルールについて定めたもので、2010年(平成22年)4月1日に施行された「平成20年法律第56号」のことをいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払いや告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載しています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特約とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

保険料率

お支払いいただく保険料の保険金額に対する割合のことをいいます。

ま行

満期返戻(へんれい)金

積立保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなります。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故等が免責事由にあたります。

免責金額

自己負担額のことです。一定金額以下の小さな損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

免責条項

損害が生じても保険金が支払われない場合(免責)について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しをつけています。

元受(もとうけ)保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対する元の保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

あ

- ERM 31
沿革 93
お客様アンケート 36
お客様サービス 35
お客様志向の業務運営方針 17

か

- 会計監査人 101
会社の特色 1
格付 8
株主資本等変動計算書 74
株主 96
株主総会 96
監査態勢 22
企業行動方針 16
企業ビジョン 1
キャッシュ・フロー計算書 73
クーリング・オフ 44
経営理念 1
経常利益 4, 9
減価償却費 88
行動規範 1
顧客保護等管理方針 20
個人情報の保護に関する基本方針
(プライバシーポリシー) 25
コーポレート・ガバナンス体制 14
コンバインド・レシオ
(正味損害率、正味事業費率の合算率) 55
コンプライアンス推進体制 15
コンプライアンス宣言 15

さ

- 再保険 33, 42
債務者区分に基づいて区分された債権の状況 5, 81
資本金 9, 86, 97
純資産額 4, 9
事業費 88
資産運用の概況 58
資産運用方針 34
資産運用利回り 59, 60, 61
支払備金 82, 83
従業員の状況 101
商品の一覧 47
正味事業費率 4, 55
正味支払保険金 4, 54

- 正味収入保険料 4, 9, 52
正味損害率 4, 55
責任準備金 9, 34, 82, 84
総資産額 4, 9
組織図 95
その他有価証券評価差額 4
ソルベンシー・マージン比率 4, 9, 62
損益計算書 69, 72
損害保険代理店制度 50
そんぽADRセンター 38

た

- 貸借対照表 64, 71
代表者確認書 92
代理店WEBシステム 51
代理店の役割 50
中期経営計画 1
当期純利益 4, 9

な

- 内部統制システムの基本方針 10

は

- 配当性向 9, 76
働き方改革 101
反社会的勢力への対応に関する基本方針 23
販売・サービス方針(勧誘方針) 19
引当金 85
1株当たり配当額 76
1株当たり純資産額 76
1株当たり当期純利益金額 76
(従業員)一人当たり総資産 76
(従業員)一人当たり保険料 52
不良債権 5
保険金のお支払い 45
保険契約に関する業務における基本方針 21
保険引受利益 4, 57

ま

- 元受正味保険金 54
元受正味保険料 52

や

- 役員の状況 98
約款 42
有価証券の含み損益(時価情報) 89

ら

利益相反管理方針	24
リスク管理債権	5, 80
リスク管理体制	30
リスクソリューション®	48, 50

明治安田損害保険の現状2019

—2019年7月発行—

「明治安田損害保険の現状」は、保険業法第111条に基づいて作成したディスカロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。また、本誌は保険募集を目的としたものではありません。保険商品の詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

発行 明治安田損害保険株式会社 企画部
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

なお、お電話によるご照会は下記までお願いいたします。

〈お電話による相談窓口〉

お客さま相談室

■ 0120-255-400

(平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

※携帯電話・P H S からもご利用いただけます。



MEIJI YASUDA GENERAL INSURANCE CO., LTD.

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® 0007914